

---

# ARTS NPO DATABANK 2016-17

---

アートNPOの  
基盤整備のための  
リサーチ

## はじめに

### NPO 法人アート NPO リンク

2000 年代初頭、自分たちを「アート NPO」と呼称しようと決めた。2003 年に開催された第 1 回全国アート NPO フォーラム in 神戸である。全国各地から 200 名を超えるアート NPO 実践者らが神戸に集い、2 日間にわたって侃侃諤諤の議論をかわした。本来、英語としては Non-profit Organization of the Arts あるいは Non-profit Arts Organization と表記するのが一般的であろうがしかし、日本語として流通させていくためにはいくらか難しかろうということで、みずから「アート NPO」と名付けたのだ。NPO という存在さえまださほど認知されていない頃のことである。言葉というのは不思議なもので、「アート NPO」という名はいつの間にか当たり前のように使われるまでになり、新聞にも掲載されるようになっていった。

NPO とはまさに、市民が社会に参画する仕組みといえよう。年をおうごとに目を見張る勢いで各地に NPO が設立され、社会参画の回路がひらかれていった。

これからは市民が主人公となる「市民社会」をつくっていくのだ、芸術文化（アート）も社会の課題と無縁ではなく、アート NPO は市民社会の一員としての役割を果たしていこう。全国アート NPO フォーラムという公共の議論の場をかさねていくことで、そうした「新しい公共」の担い手としての自負がアート NPO 実践者のなかに培われていった。

日本ではじめて全国のアート NPO 法人を対象に調査をおこなった 2006 年当時 1742 法人であったものが、この度の調査では、4272 法人を数えるまでになった。さらに、2008 年 12 月に施行された「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」により、非営利型組織として活動するための環境整備が図られ、NPO 法人以外の非営利法人格をもつアート NPO も増えた。もはやその数を把握することは不可能なほどである。

だが、法人格の種類やその有無にかかわらず、この十年を振り返ってみたときにアート NPO の経営が順風満帆であったことがあったらどうか。アート NPO を形容するときに、いつも「脆弱な基盤」という言葉がついてまわったし、いまも枕詞のように語られつづけている。

NPO は、これからの市民社会のあり方を提案する——そこには働き方や労働のあり方、あるいは休暇の過ごし方といったライフスタイルの提案があったし、アート NPO には、とりわけその提案力が期待されていた——。事実、東日本大震災の復興におけるアート NPO の活躍は記憶に新しいし、地域活力の創出や教育、福祉をはじめとするさまざまな「現場」で一役買っている。いまや社会のありとあらゆる領域にアートが浸透しているといっても過言ではなく、それはアーティストや芸術愛好家の功績はもちろんではあるが、アート NPO によるところも無視できない。それだけの貢献を果たしているにもかかわらず、いまだにアート NPO には「脆弱な基盤」という形容詞がついてまわるのだ。

2006 年に我々の調査によってはじめて明らかにされたアート NPO 法人の運営実態は衝撃的なものであったが、実感を伴った結果でもあった。あれから 10 年を経た今年、もう一度同じ調査をおこなうことで、アート NPO 法人の運営状況の推移と変化をみてみたい。本調査は一部質問の文言に修正を加えたが、2006 年度調査と比較が可能なように、ほぼ同じ質問内容を踏襲した。調査チームも、当時と同じメンバーで構成し、検証にあたった。

2006 年当時、10 年後に同じ調査を実施したいと考えていたが、それが実現できたことをたいへん喜ばしく思っている。本調査を実施するにあたり、アンケート回答者や執筆者をはじめ、多くの方々のご協力をいただいた。この場を借りて感謝を申し上げたい。

---

---

もくじ

---

---

|       |                                                                      |
|-------|----------------------------------------------------------------------|
| p.07  | <u>Feature 1</u><br>アートNPOのこれまでとこれから<br>——「アートNPOリンク」の活動を軸に<br>吉本 光宏 |
| p.17  | <u>Interview 1</u><br>NPO法人ジャパン・コンテンポラリーダンス・<br>ネットワーク<br>佐東 範一      |
| p.27  | <u>Interview 2</u><br>認定NPO法人クリエイティブサポートレッツ<br>久保田 翠                 |
| p.39  | <u>Column</u><br>S-AIRの10年、アートNPOの10年<br>柴田 尚                        |
| p.47  | <u>Feature 2</u><br>アートNPOと社会調査の活用<br>渡邊 太                           |
| p.55  | <u>Research &amp; Conclusion</u><br>報告：アートNPOの運営実態調査<br>櫻田 和也        |
| p.92  | <u>Dialogue</u><br>対話：アートNPOの運営実態調査によせて<br>大澤 寅雄 × 樋口 貞幸             |
| p.103 | <u>Feature 3</u><br>アート／労働／ジェンダー<br>吉澤 弥生                            |

---

---

Feature 1

## 吉本 光宏

ニッセイ 基礎研究所 研究理事

アート NPO の  
これまでとこれから  
——「アート NPO リンク」  
の活動を軸に

---

---

## アート NPO のこれまでとこれから ——「アート NPO リンク」の活動を軸に

吉本 光宏

NPO 法の施行から 20 年近くが経過しようとしている。

2016 年 12 月末時点で認証された NPO は 5 万 1,431 件、一方で解散した NPO も約 1 万 3,006 件にのぼる<sup>1</sup>。NPO 法の第 6 号目的である「学術、文化、芸術又はスポーツの振興」を定款に含める NPO は、全体の 3 分の 1 弱で、アート NPO リンクの調べによれば、アート NPO の数は 2003 年 9 月の 535 件から、2016 年 9 月には 4,272 件に達している<sup>2</sup>。

全国に多くのアート NPO が誕生し、さまざまな成果を残してきたが、同時にアート NPO はいま、大きな曲がり角に差し掛かっているように思えてならない。

### 米国のアート NPO に学ぶ

私事で恐縮だが、私はセゾン文化財団の助成をいただいて、1997 年 7 月から 1 年間、米国のコロンビア大学大学院に留学する機会に恵まれた。当時、日本でも関心が高まりつつあった NPO が、米国ではどのように機能し、それを支える社会的な仕組みがどうなっているのか。そのことに強い関心を抱いての留学だった。大学院でのアート・アドミニストレーションの授業も、基本的に NPO の芸術機関や文化施設をベースとしたもので多くを学んだ。

あわせて米国滞在中にできるだけ多くのアート NPO の実践例を知りたいと思い、大学のあったニューヨークだけではなく、ピッツバーグ、シカゴ、ミネアポリスの 4 都市でリサーチをおこなった。当時はブロードバンドや Wi-Fi がなく、アパートからダイヤルアップで大学のサーバーに接続し、どの NPO を取材すべきか、延々と検索したのは懐かしい思い出だ。

訪問、インタビューしたアート NPO の数は 30 ～ 40 件。シカゴ交響楽団

のような大規模な NPO、ニューヨークのダンス・シアター・ワークショップや PS122 といった若手アーティストを発掘してチャンスを与え、世の中に送り出していく NPO。あるいはギャラリーとの契約書の雛形をつくってアーティストの活動を支援したり、作曲家や劇作家の創作活動を支えたりするサービス型の小規模 NPO など、多様な団体が含まれていた。

ダメ元で連絡したシカゴ交響楽団が、日本からやってきた一学生の面会依頼を快く受け入れてくれたのは意外だった。教育プログラムについて授業用のカセットテープやワークブックを惜しみなく提供してくれたばかりか、当時整備を始めたアーカイブ・ルームをぜひ見て欲しいということになって視察したところ、過去の演奏会の録音、録画テープが完全温湿度管理され、膨大な情報のデータベース構築に専任のスタッフが雇われていた。オーケストラ・ホールも当時、大規模な拡張・改築工事が完了したばかりで、それも NPO として整備したものだった。

NPO でもここまでできるんだ。日本では、NPO というとボランティアの延長のように考えられていたこともあって、目が覚める思いがした。

### アート NPO の連帯と協働

日本で NPO 法が成立するには、おそらく相当の時間がかかるだろう、と思っていたところ、1995 年の阪神・淡路大震災で市民ボランティアが活躍したことが契機となって、震災から約 3 年後に衆議院で可決成立し、1998 年 12 月に施行された。

当時、文化関係者の間では、NPO になっても税制などのメリットが曖昧だったことから、消極的な声が多かった。ところが蓋を開けてみると、全国の認証第 1 号 NPO は北海道富良野市で演劇によるまちづくりを推進しようとする「ふらの演劇工房」だった。98 年夏に留学を終えて帰国していた私は、NPO が日本の市民社会に変革をもたらし、芸術の社会的な役割や文化政策も大きく前進するのではないか、と期待し、時代のうねりのようなものを感じた。

実際、NPO 法の施行以降、全分野では毎週 55 件が、アート NPO に限っても毎週 6 件以上の新しい NPO が認証された計算で、NPO の設立数だけ

を見れば、まさしく大きなうねりになったことは間違いない。ただ、文化以外の分野については実態を把握していないので無責任なことは言えないが、果たして、NPO 法の施行当時に期待したほど、社会の大きな変革に結びついていくかという、積極的に肯定するのは難しい。

そんな中、アートNPO が連帯と協働を進めたアートNPOリンクの取り組みと、それに賛同、参画した全国のアートNPO は、芸術を起点に社会の変革をもたらそうという意欲を持ち、それを実践した貴重な存在だといえる。その発端は、2003 年 10 月に開催された第 1 回全国アートNPO フォーラムだった。会場は阪神・淡路大震災のあった神戸のアートビレッジセンター。それに先立ち同年 9 月には、横浜でプレイベントもおこなわれたが、その会場は、横浜市の創造都市の旗印となった BankART1929 が翌年 3 月に開設した旧第一銀行ホールであった。



▲ 第1回全国アートNPOフォーラムin神戸（2003年、神戸アートビレッジセンター、撮影：Tadashi Okouchi）

神戸のフォーラムではそれまで、全国各地でいわば孤軍奮闘していたアートNPO が一堂に会し、現状や課題をシェアした貴重な機会となり、ネットワーク組織の必要性について意見交換がおこなわれた。「そんなものは必要ない!」という発言も含め、とても熱い、そして真剣な議論を経て、次のような書き出しで始まるステートメントが採択された。「フォーラムでは、現代社会が抱える課

題解決にアートが不可欠な存在であることを確認しました。私たちは、アートが多様な価値を創造し、社会を動かす力をもつ、極めて社会的な存在であるとの認識をもとに、この力を広く社会にアピールしていきます」。また、フォーラムで配布された参考資料には、約 50 件のアートNPO の概要や活動内容が掲載され、後のデータバンクの基礎となった。

第1回全国アートNPOフォーラム  
in 神戸で配布された冊子 ▶



## 全国アートNPO フォーラムの軌跡と転機

以降、全国アートNPO フォーラムは、札幌から沖縄まで全国各地で地元NPO をホストとして開催されるようになった。札幌で開催された第2回全国フォーラムでネットワーク組織の設立が決議され、2006 年 1 月、NPO 法人アートNPO リンクが発足し、京都に事務所が設置された。フォーラムのテーマを振り返ると、この 10 年間にアートの社会的役割が徐々に拡大してきたこと、アートNPO がそれを推し進めようとしてきたことが鮮明に浮かび上がってくる。

アート教育、指定管理者制度、都市再生、現代芸術フェスティバル、創造都市、公設民営、市民自治、倉庫群の活用、社会包摂、東日本大震災、障がい者福祉等々。

フォーラムでは会場も重要な要素だった。長らく閉ざされていたまちなかの遊休施設をフォーラムの会場とすることで、地域の新たな創造拠点の創設を模索した。2005 年に前橋で当時の河合隼雄文化庁長官を迎えておこなったフォーラムでは、廃業したスーパーマーケットを会場とすることとなったものの、カビ臭がひどく、地元花屋さんの協力で床に空いた穴にハーブを植えて対応する、ということもあった。

フォーラムでは社会提言にも取り組んだ。2007 年、淡路島で開催したフォーラムでは、アートNPOの基盤向上に向けた芸術文化振興に関する「淡路島アート議定書!」が取りまとめられた。2009 年、民主党政権下で事業仕分けがおこなわれ、文化予算の大幅削減が打ち出された際には、横浜の BankART Studio NYK で緊急フォーラムを開催した。

2011 年 3 月 18 ～ 19 日、鳥取での全国フォーラムは、1 週間前に発生した東日本大震災の影響で中止も検討されたが、急遽テーマを「わたしたちに、できること。アートと NPO に、できること」に切り替えて実施された。2 日間の議論を経てステートメントを採択、4 月初頭に「アート NPO エイド」という震災復興のプログラムが立ち上げられた。

これらのフォーラムはいずれも、開催地の状況や問題意識に基づいて、ホスト役の地元 NPO とアート NPO リンクの事務局とが、協働で丁寧につくりあげることによって実現できたものだった。参加者数などの規模よりも、より実践に即したプログラムや本質的な議論が重視された。アート NPO はなぜ社会に必要なのか、そのためには具体的にどのような活動をおこなうべきなのか——。それを追求し続けたのがこのフォーラムだった。



▲ 全国アートNPOフォーラムin鳥取(2011年、鳥の劇場、撮影:樋口貞幸)

さまざまな足跡を残してきた全国アート NPO フォーラムは、残念ながら、2015 年 3 月の浜松での開催が最後となった。アート NPO リンクの事務局を維持してきた財政的な基盤が失われたこと、全国フォーラムを開催する財源の見通しがたたなくなったことが主な理由である。

もちろんフォーラムが開催されなくなったからといって、全国のアート NPO の活動が衰退したわけではない。アート NPO リンクも解散することなく、大幅に規模を縮小して次の展開を模索している。しかし、アート NPO、とりわけ中間支援型、サービス型のアート NPO の活動を維持することの困難さを改めて考えさせられることとなった。

## 課題の多いアート NPO の運営基盤

NPO 法が成立して 20 年近くが経過しても、アート NPO の運営基盤が極めて脆弱であることは、今回のアンケート調査の結果からも明らかである。冒頭に記載したように、これまで認証を受けた NPO のうち、4 分の 1 が解散していることを考えると、NPO の運営、経営が容易でないことはアート NPO に限ったことではないだろう。個々の NPO の運営にも課題があるだろうが、それ以上に、日本では NPO の活動を支える社会的基盤がまだまだ十分ではないことから目を背けることはできない。

米国の NPO をリサーチした際に、各団体の多様な取り組みに加え、それを支える基盤の充実ぶりにも驚かされた。とりわけ NPO の運営財源に関して、米国は寄付大国で芸術文化の分野にも毎年 1 兆円近い民間からの寄付金が投入されている。NPO は、資本家が株式市場から資本を調達するのと同じように、個人や民間の“寄付金市場”からファンドレイズをおこない、事業や活動を継続、発展させている。

規模の小さなサービス型の NPO、実験的、先端的な芸術創造を支援する機動的な NPO、大規模な文化施設や芸術団体を運営する大型の NPO が、まさしく芸術文化の生態系を形成し、それらを支えるために個人や民間財団、民間企業からの資金が投入される。そして規模は小さいものの全米芸術基金 (NEA) や各州のアーツカウンシル、市の文化事業部などが、戦略的な助成

プログラムによってアート NPO を支え、それが民間資金の政策的な誘導につながっている。

それに対し、日本では NPO の運営財源を確保することは決して容易ではない。組織を維持するためには、助成金や補助金に頼るだけでなく、収益事業にも取り組まなければならない。施設を保有していればそれを貸し出して収入を得たり、実演団体であれば公演などのチケット収入を見込むことも可能だが、大多数のアート NPO はそれに該当しない。

芸術文化に関する公的な助成金も、ほとんどが NPO を対象団体に含めているが、申請や報告手続きの煩わしさ、立て替え払いの限界、芸術団体や文化施設をベースにした仕組みなど、NPO にとってはハードルが高いのが実情だ。

2006 年に公益法人制度改革関連 3 法案が成立し、2008 年 12 月から施行されたことも、NPO にとっては複雑な影響を与えている。この公益法人制度改革自体は、それまでの主務官庁制が廃止され、準則主義による登記での設立が可能になったこと、公益認定が得られれば税制上の優遇措置が得られるようになったことなど、日本の非営利団体の活動を大きく前進させるものであった。

しかしながら、NPO 法人と財団・社団法人という異なる種類の非営利団体の存在を許容することとなって、それが NPO への関心、ひいては NPO の設立や運営に少なからぬ影響を与えていると思われる。最近では、NPO と比較して事務手続きが簡便だと言われる一般社団法人として文化系の非営利団体を設立するケースが増えているとも聞く。

一方で、公益法人制度の改革と並行して、寄付金税制が大幅に改善されたことも見逃せない。2011 年以降、個人が公益財団・社団法人、認定 NPO 法人に対して寄付金を支出した場合、その合計額から 2,000 円を減じた額の 40% が税額控除できるようになった。実際の額は他の条件によって変動するが、例えば 1 万円を寄付した場合、確定申告によって 3,600 円の税金が還付される計算である。都道府県や市町村が控除の対象に指定している場合、さらに 10%（このケースでは計 4,000 円）が控除される。

認定 NPO 法人に関しては、パブリックサポートテストなどの要件が厳しすぎたために、なかなか普及しなかったが、認定要件の度重なる緩和の他、地

方公共団体が個別に条例指定できるようになる<sup>3</sup> など改善が進められ、認定 NPO 法人の数は 2016 年 12 月末でようやく 1,000 件近くに達した。

## ビジネスモデルの構築に向けて

1998 年に NPO 法が施行されてから、全国各地でアート NPO が設立され、多様な活動が展開されてきた。残念ながらアート NPO リンクの活動は縮小し、次の全国フォーラムの開催は予定されていない。しかし、その考え方に賛同し、参画してきた団体の中には、日本を代表するアート NPO として活動を継続、発展させているところも少なくない。そのことが、アート NPO あるいは NPO という仕組みにはまだまだ可能性があることを示している。

これまでが、アート NPO の設立や活動の立ち上げに重点が置かれてきたとすると、これからは活動や経営を維持、発展させるビジネスモデルの構築が重要な課題ではないだろうか。とりわけ財政基盤の確立については個人からの寄付金の拡充に可能性があるように思う。例えば、「40 歳以上の日本人の約 21% が人生の集大成として資産の一部を遺贈として寄付してもいいと考えている反面、実際にそれが実現していないことが大きな課題」という指摘もある<sup>4</sup>。

ほとんどの NPO は日々の業務に追われ、個人寄付の獲得に振り向ける余力がないのが実情だろう。しかし、クラウドファンディングなどの仕組みも徐々に浸透しつつあることを考えると、そのことにチャレンジする価値は小さくない。

寄付者の側に立ってみると、先に示した例では、6,000 円の負担で支援したい NPO には 1 万円の資金提供が可能になる。4,000 円分の税金が還付されるということは、4,000 円の税金の使い道を、政府ではなく自分自身で決定できる、ということでもある。NPO が目指す市民自治を実現するには、NPO 自身の活動だけでなく、私たち市民一人ひとりの意思や取り組みが欠かせない。そうした潮流を何とか起こすことはできないだろうか、と思う。もちろん、アート NPO の活動を継続、発展させるためには、運営資金以外にも人材や後継者の育成・確保などさまざまな課題をクリアしなければならないが、そのためにも運営財源の確保が喫緊の課題であることは間違いないだろう。

これまでアート NPO を動かしてきたものは、現代社会に対する課題意識、

そのことにアートからアプローチしようという熱意、市民社会に対する責任や良心、といったものだろう。しかし、それだけで活動を継続、発展させることは容易ではない。NPO の経営が不安定なことを、社会的な基盤の欠如に押しつけるのは無責任かもしれない。しかし、アート NPO の熱意や良心と、それを支える社会的な仕組みが両輪となって、新たなビジネスモデルを構築することが、いま、何よりも求められている、と思うのである。

「注」

- 1 内閣府 NPO ホームページ
- 2 解散したアート NPO を除く。2008 年にカウントの基準が変更されたため、単純な比較はできない。
- 3 最近では徳島県が条例によって神山町の NPO 法人グリーンバレーを認定 NPO 法人に指定した例がある。
- 4 日本ファンドレイジング協会調べ <http://jfra.jp/bequest>

---

---

Interview 1

## NPO 法人ジャパン・ コンテンポラリーダンス・ ネットワーク

佐東 範一

---

---

## NPO 法人 ジャパン・コンテンポラリーダンス・ネットワーク

インタビューー 佐東 範一 | 聞き手・文責 樋口 貞幸



▲ 踊りに行くぜ!! (2008年、八戸市鮫第一魚市場、撮影:NPO法人JCDN)

### NPO 法人ジャパン・コンテンポラリーダンス・ネットワークの10年を振り返って

樋口貞幸（以下、H） | はじめに、NPO 法人ジャパン・コンテンポラリーダンス・ネットワーク（以下、JCDN）の2006年当時を振り返ってみたいのですが、その頃はどんな活動をしておられましたか？

佐東範一（以下、S） | JCDNの発足は2001年ですので、2006年といえば法人設立5年目のことですね。現在も続いている「踊りに行くぜ!!<sup>1</sup>」というコンテンポラリーダンスの全国巡回プロジェクトが7回目を迎え、国内21都市にぐわえアジアの数都市でもダンス公演を巡回するという最も実施回数の

多かった年です。そのほかにも、7組ほどの日豪のアーティストが二国間をレジデンスし公演をおこなう「オーストラリアー日本・ダンスエクスチェンジ2006 (AjdX2006)」という交流事業も並行して実施していて、日本とオーストラリアを月に2度ほど往復する日々だったと思います。

資金繰りという面では、いまよりも予算規模は少なく5～6000万円程度だったかな。体制でいえば、常勤スタッフが4・5名と現在の体制が整いはじめたところで、比較的規模の大きなプロジェクトを同時に複数動かせるようになってきた実感を持ちはじめたころでした。

H | JCDNが活動をはじめた当初は、巡回プロジェクトをメインに、コンテンポラリーダンスの認知度向上と、アーティストの活動の機会を増やすということに注力していたように思います。

現在は、アーティストの支援はもちろんですが、ダンスの経験のない人たちや地域コミュニティの人たちがクリエイションに参加し、身体表現に取り組む「コミュニティダンス」にも積極的になっておられます。なにか転機となるようなことがあったのでしょうか？

S | もともとJCDNは、社会とダンスをつなぎたいということで活動をはじめました。巡回プロジェクトもそのひとつですが、社会とつなぐというにはその事業だけでは弱いなと思っていたんです。

2004年のことだったと思います。ブリティッシュ・カウンシル<sup>2</sup>の招待で英国を訪問した際、「コミュニティダンス」について知る機会がありました。そのとき、これまでは結局のところダンスのフィールドの中で活動をしてたんだということに気づいたんですね。それから日本でコミュニティダンスを実現するための試行錯誤をはじめて、実際に地域コミュニティの人たちとダンスに取り組んだのが2009年、別府で開催された「別府現代芸術フェスティバル『混浴温泉世界』<sup>3</sup>」でのことでした。思えば2004年にアメリカのリズ・ラーマン・ダンスエクスチェンジというカンパニーのコーディネートを、京都芸術センターで地域の人たちとダンス作品を創ったのですが、その頃は、コミュニティダンスという名前は使っていませんでした。

H | その頃にコミュニティダンスという方法に手応えを感じはじめたんですね？

S | はい。別府を皮切りにして、京都芸術センターで5年間実施した「Dance 4 All」というコミュニティダンス事業や鳥取のNPO法人鳥の劇場とともに取り組んだ「とりっとダンス」、静岡県との事業「ダンス王国 Shizuoka」など、地方公共団体やアートNPOと協働し、各地でコミュニティダンスのプロジェクトを立ち上げました。

一般財団法人地域創造による「公共ホール現代ダンス活性化事業<sup>4)</sup>」、通称「ダン活」と呼ばれる事業も2006年から。ダン活は、公共ホールのプログラムにコンテンポラリーダンスをインストールするというもので、以来、毎年10施設ほどがコンテンポラリーダンスに取り組むようになりました。そこでは、ダンスの力を社会に生かすということを言っています。ただ単にダンスがうまくなるということではなく、ダンスのもっている表現する力、創造性や想像力、身体的なコミュニケーション能力といったものが現代の社会にとって必要だということです。



▲ Dance 4 All (2010年、京都芸術センター、撮影：草本利枝)

私としては、アーティストが中心となるパフォーミングアーツの世界と、一般の人がアーティストとともにダンスをつくるコミュニティダンスという世界、さらに公共ホールが中心となってダンスを地域に活かしていこうという動きなどがうまく噛み合いは

じめたという印象をもっています。そういう意味で2006年前後というのは、コンテンポラリーダンスにとっても大きな転換点だったといえるのではないのでしょうか。

JCDNの力だけで広がったということではなく、同時にいろんなことがつながってきたという感じです。当時のアートNPOを取り巻く潮流とも合致していたと思いますね。

H | なるほど、各地のアートNPOがコミュニティ・ベースド・オーガニゼーションとして地域にコミットしたアート活動を展開していくことがスタンダードになりはじめた時期とも重なってきますね。

2014年には三陸国際芸術祭<sup>5)</sup>という郷土芸能を核とするフェスティバルに取り組まれましたよね。コンテンポラリーダンスと郷土芸能とは、一見すると両極端にあるもののように感じますが、これはJCDNとしてはどのように捉えておられるのでしょうか？

S | JCDNにとってつぎに大きな転機となったのは、やっぱり2011年の東日本大震災です。あの状況下でダンスになにができるんだろうと考えざるを得なかった。社会にとって必要だと言い続けてきたダンスというものが、果たして災害復興に関わることをできるのだろうか…。実際に東北各地を訪れて探っていたときに、郷土芸能というものに出会ったんです。日本におけるコミュニティダンスが、すでにここにあったのかと目から鱗が落ちる思いでした。

これまで私たちはどちらかというと欧米のメソッドを受け取って、それを日本で広めようとしていました。もちろん、今日的な表現であるコンテンポラリーダンスにも少なからず郷土芸能のエッセンスは取り入れられているものもあるとは思いますが、もしかしたら、私自身の見方がコミュニティダンスによって変わってきただけなのかもしれません。いずれにしても、私たちが考えていた「世代を超えてつながる状況をダンスによってつukれないか」ということを、何百年も前から郷土芸能はやっていたんです。

日本で創作されるダンスという表現について根本から考えてみたいのですが、欧米からだけ影響を受けてダンス作品をつくるということで完結するとは思えないんですね。日本にあるものからも影響を受けることがあって当然なはずで、一見、離れているようにみえるかもしれませんが、究極的にはつながってい

ると捉えています。こういうことがありました。震災後に郷土芸能を習う事業をはじめたときに、欧米でダンスをしていたある東北に縁のある日本人ダンサーが参加してくれました。彼は、「あまりにも自分の考え方やライフスタイルが欧米化しすぎていて、自分のアイデンティティに根ざした表現がない」と。そこで自分のルーツのひとつとして郷土芸能を習うために帰国したと言うんです。



▲ 三陸国際芸術祭2016公式ポスター (撮影:田附勝)

実際、日本には舞踏があります。舞踏は日本の土着的なものをルーツにすることで、独創的な表現がうみだされ、世界で確固たる位置を築いていきました。郷土芸能と交わることは、日本においてコンテンポラリーダンスのさらなる独自性をうみだすことになるのではないかと、もっとおもしろい作品がうまれるかもしれないと考えています。郷土芸能に力を入れているようにみえるかもしれませんが、三陸国際芸術祭でやっていることはこれまで JCDN がやってきたことと切り離された別のものということではありません。

## NPO の経営について、これまでとこれから

H | それでは、つぎに NPO の経営という観点でお話を伺いたいと思います。この 10 年で JCDN の活動が広がってきたのと同じように、経営も大きく変化してきたのではないかと察します。

S | NPO はよく経営が大変だと言われます。JCDN の場合は、経営の大変さの質的な部分に変化はありませんが、規模の面では大きく変わってきたと言えます。冒頭でも言ったように、2006 年当時の年間予算は 5000 万円ほど。現在は 1 億円を超えています。この資金は助成金と委託費で賄っていますが、助成金というのは大方が精算払い。金額的な数字は違っていても、銀行から融資をうけてお金をギリギリのレベルでまわしていくという点で、やっていることは変わりありません。ちなみに、銀行からお金を借りているのは NPO ですが、保証人として私個人が責任を負うかたちで借りています。

最近、十数年もこんなことを続けるのは、タフじゃないとなかなかできないと思うようになりました。NPO を継続してやっていくには、よほど自分たちのやっていることに対して思い入れがないと続けていくのは難しいのかなと感じます。だからといって、これはアート NPO だけの話ではないですよね。民間企業の経営だって同じことです。アート NPO だから特別大変だということではなく、なにかに本気で打ち込むとはそもそも大変なこと。自分たちで企画をして、自分たちが社会にとって必要だと思うことをやり続けているし、常にどうすればその企画が実現するかばかり考えています。リスクを考えてないという嘘になりますが、実現でき

ると疑わない。

もちろん、外的な要因も大きいですよ。ダンスを取り巻く社会環境の変化もあるし、これまで接点のなかったところとの接点や関係がうまれていることも継続に大きく影響しています。劇場の人とも会うけれど、学校の先生ともダンスについて話をするし、地域の人とも話をするというように。いろんな人とコンテンポラリーダンスについて話ができるようになってきたという意味で、コンテンポラリーダンスの環境は着実に育ってきていると実感しています。

H | ここ数年、アート NPO 法人を対象にアンケート調査をしているなかで気になっているのが、「組織の高齢化」「世代交代が進まない」という意見が増えているという点です。

JCDN はまだ組織の高齢化については考えてはいないと思いますが、JCDN の将来的な展望としてはどのようなことを考えておられますか？

S | 高齢化はまだリアルには考えてないですね。でも、具体的とはいえないけれど、つぎの世代につながる方法は模索しています。「踊りに行くぜ!!」や三陸で取り組んでいることやコミュニティダンスというものが、もっと公共性を帯びた存在にどうしたらなれるのかということを考えています。もしかすると、文化財団にするということなのかもしれませんが、まだどういう方法が最適なのかは見いだせていません。

NPO の良さは、同じことを継続できることにあります。行政の事業はだいたい3年や5年で終わるし、人（担当職員）も代わっていく。積み上げができない仕組みになっています。NPO は財政基盤は弱いけれど、やるという意味をもった人がいるかぎり、どこまででも続けられる強さがあります。

H | ただそれは、強い意思をもっている人に依存しなければ成立しないという言い方もできそうです。そもそもアートに関わる活動は自ずと属人的な性格をもつものなのかもしれませんが、NPO のような非営利組織が続いていくためには、なにが必要だと思いますか？

S | やはり一緒に連携できる相手を見つけるということでしょうね。やるという意

思をもった人としっかりタッグを組んでいくことです。三陸国際芸術祭は地元の団体と手を組んでいますが、まだまだ一緒にやれる団体がいると思っています。関わる人が増えるということは、言い換えると、スタッフなど組織内部のシステムを強化していかなければならないということでもあるので、経営の難しさは増すことになるのですが…。

岩手県大船渡市をはじめ、被災地の各地でかさ上げ工事が完了し新しいまちがひらかれるというときに、いまある芸能や文化的な事業を地域に埋め込むにはどうすればいいのか、まちづくりに関わるさまざまなところが考えていかなければならないことです。東北の郷土芸能は豊かで生活に根付いているといっても、現代的な生活様式のなかで薄まってきたのも事実です。もういちど文化芸術の社会的な役割を捉え直し、新しくはじまる生活も文化芸術が息づいたものにしていかなければならないし、そこにこそアート NPO の果たせる役割が見出せると思います。

10 年前だったらできなかったことも、この 10 年の経験によって実現する力がついてきたという感覚があります。発言力であったり、あるいは説得力みたいなものが出てきたように思います。たとえ理想を語っていたとしても、これまでの具体的な実績が実現を手助けしてくれる。これまでこちらから話をもちかけていたものが、逆に自治体や地域コミュニティから望まれ、相談されるようになってきました。コンテンポラリーダンス、コミュニティダンスというものが、異次元のものではないということが知られてきたのでしょう。

たとえば、学校でのワークショップ事業ひとつとってみても、以前は教育委員会というのはとてつもなく遠い存在でしたが、関係が培われることで提案できることも増えてきました。いまでは、コンテンポラリーダンスについて学校関係者と一緒に話ができるんです。確実にダンスのもつ力が学校に求められているし、現場から望まれている。それは子どもたちの普段と違う姿がダンスによって引き出されている様子、その変化を先生たちが直接目にしているからです。

JCDN が NPO として活動が続けていくために考えなければならないことはたくさんありますが、最終的には人や社会に丁寧なその意義と意味を説明して、いろんな分野でパートナーをみつけていくことに尽きるのではないのでしょうか。いままでなかった新しい価値観を根付かせようとしているのだから。

- 1 踊りに行くぜ!!——2000年に、コンテンポラリーダンスの普及を目的にスタートした。全国の劇場などを巡回する仕組みを構築することにより、観客層の拡大、アーティストの発掘と育成、コンテンポラリーダンスに取り組む劇場などの増加に貢献した。第1期は2009年まで実施し、2010年からは『踊りに行くぜ!! II (セカンド)』と題し、ダンス作品の創作に主眼を置いたプロジェクトとして作品創作の段階からサポートしている。 <http://odori2.jcdn.org/>
- 2 ブリティッシュ・カウンシル <https://www.britishcouncil.jp/>
- 3 別府現代芸術フェスティバル「混浴温泉世界」——NPO法人 BEPPU PROJECT が呼びかけ、同実行委員会を結成。2009年から2015年まで別府市内各所を会場に実施した国際的な現代芸術祭。JCDNは、ダンス部門を担当している。  
<http://mixedbathingworld.com/>
- 4 一般財団法人地域創造「公共ホールダンス活性化事業（通称、ダン活）」  
<http://www.jafra.or.jp/j/guide/independent/play02/>
- 5 三陸国際芸術祭 <http://sanfes.com/>

佐東 範一 さとう のりかず

NPO法人ジャパン・コンテンポラリーダンス・ネットワーク (JCDN) 代表

1960年北海道生まれ。80年舞踏グループ「白虎社」の創立に参加。以後94年の解散までの国内公演、海外ツアーにて舞踏手兼制作者として活動。96年アメリカ・ニューヨーク、ダンス・シアター・ワークショップにて1年間のアートマネジメント研修。98年から3年間の準備期間を経て、2001年NPO法人ジャパン・コンテンポラリーダンス・ネットワーク (JCDN) を京都にて設立。ネットワーク型NPOとして、「踊りに行くぜ!!」を2000年より毎年開催、「ダンスファイル」製作、「ダンスリザーブ」運営、2011年から「国際ダンス・イン・レジデンス・エクスチェンジ・プロジェクト」開催、「コミュニティダンス」の普及、2011年震災以降、被災地にて「習いに行くぜ!東北へ!!」、2014年より「三陸国際芸術祭」を開催。ワークショップ・公演のコーディネートなど日本全国にて社会とダンスをつなぐさまざまな活動を行っている。三陸国際芸術祭プロデューサー、地域創造ダン活コーディネーター。

## 認定 NPO 法人 クリエイティブ サポートレッツ

久保田 翠

## 認定 NPO 法人 クリエイティブサポートレッツ

インタビュー 久保田 翠 | 聞き手・文責 大澤 寅雄



▲「表現未満」実験室

## NPO 法人クリエイティブサポートレッツの 10 年を振り返って

大澤寅雄（以下、O） | NPO 法人クリエイティブサポートレッツ（以下、レッツ）の活動を、いまから 10 年ほど前から振り返っていただけますか？

久保田翠（以下、K） | 「商展 06<sup>1</sup>」というプロジェクトをやったのがちょうど 2006 年なんです。浜松市と静岡市のそれぞれの商店街の店舗に、障がいのある子どもたちの作品を展示したのですが、それがレッツにとってまちと関わる大きなきっかけで、障がいのある人たちのことを何も知らない人たちと一緒にプロジェクトをやることになりました。その事業はファイザー株式会社の助成を受けて実施したのですが、助成金の申請書に「ソーシャル・インクルージョン」と

いう言葉や「多様な人たちと共に社会をつくりたい」といったことを書いて、それを助成金の担当者が受け止めてくれて、ご支援をいただいたことが大きな自信になったんです。「これでいいんだ」と思えて覚悟が決まったのが、10 年前です。

O | 2006 年以前にも障がい者とアートの接点をつくる活動は既にされていたんですね。

K | 組織を立ち上げたのは 2000 年でした。当時は、障がいのある息子と、母親である私自身の「居場所がほしい」という単純な気持ちで、同じ気持ちの 7 人のお母さんたちと始めたんです。でも、3 年経つと、子どもや家族の状況が変わって、活動に参加できなくなる人がいて「やめようかな」と思ったときもありました。ただ、その時に「同じ境遇の人たちだけで集まっても幸せになれない、いろんな人たちと仲良くなりたい」と思って、活動を続けることにしました。その後、2004 年に NPO 法人化して、助成金に応募し始めたのが 2005 年くらいからです。

O | その後 10 年程の間に、事業の内容はどのように変わってきたのでしょうか。

K | 2006 年頃は浜松の郊外に拠点があったんですが、その後、市内の旧称「鴨江別館」という歴史的建造物の解体計画を聞いて、そこで「浜松アートフォーラム 2008<sup>2</sup>」を開催しました。アートディレクターの北川フラム氏を招いて鴨江別館の保存活



動を展開したんです。それは「障がい」を前面に出さずにアートに割り切ってやったんです。すると、アートのことをやればアートが好きな人が集まってくるんですが、それが鬱陶しくて（笑）。「アート」と「障がい」を行ったり来たりしながら、そのふたつをミックスするにはどうすればいいのか、いつも悩んでいました。その悩みを解決したのが、アーティストの深澤孝史さん、鈴木一郎太さんが

参加してくれた「たけし文化センター<sup>3</sup>」だったんです。でも「たけし文化センター」もアートプロジェクトだったと思いますし、実際のところ、息子のたけしはその場にいられないことが、私にとってはジレンマだったんです。

それで、施設をつくることにしたんです。2010 年、郊外に障害福祉サービス事業所「アルス・ノヴァ<sup>4</sup>」を、2011 年、中心市街地に「たけし文化センター INFO LOUNGE」を開設。「福祉」と「アート」をふたつの施設に分けてみただけと、一緒にやりたいのに分けてやっているからうまくいかなくて、「たけし文化センター INFO LOUNGE」を終了し、「アルス・ノヴァ」の近くに「のヴァ公民館」を開設したのが 2014 年です。その流れの末に、現在（2017 年 1 月～ 2 月）開いている「表現未満<sup>5</sup>」実験室<sup>5</sup>は、「アート」と「障がい」をひとつにして、それを、ずっと憧れていたまちなかで展開するという試みになっています。これが持続的にできるようになれば、私が 10 年前に考えていた「ソーシャル・インクルージョン」、つまり、多様な人たちが共にいる社会を、障がいのある人たちを核にしながらつくることができると思っています。



▲ アルス・ノヴァ外観

○ | 「障がい」と「アート」の両方の視点を持ち、往ったり来たりしながらプロジェクトを実践していたのが、少しずつ場所や拠点を開拓してきたということが、この 10 年間の活動の流れだったようですね。

Ｋ | 私は場所にこだわりをもっているんですよ。それは、自分が前職は建築士だったということがあるかもしれないし、やっぱり母親だということもあるんでしょうね。放浪するのではなく、家のような、家族の居場所を守るという意識が強いと思います。場所がないと安心感がないんですね。

○ | 郊外の住宅街から中心市街地に場所をもちたいという気持ちになっているのは、活動内容の変化とも関わっているんでしょうか？

Ｋ | 活動の中身の変化というよりも、むしろ経済的な理由でした。最初からまちなかでやりたかったし、施設もまちなかにつくりたかったけれども、物件の家賃が高かった。あと、障害福祉サービス事業所を開設する際に、浜松市から、都心部の中区では許可されずに、施設の少ない郊外の西区で許可されたんです。本当は、当初のたけし文化センターの場所だった中心市街地にある空き店舗の旧文泉堂書店跡地で続けたかったんですが、建物の耐震性能が基準に満たなかったし、耐震のための改修工事をやるまでの経済的体力もなかったもので、結局、まちなかでできなかったのは、活動内容の変化ではなく経済的な理由だったと思います。

## 組織や経営の 10 年の変化

○ | なるほど。いままでの事業の変遷がわかりました。今度は、組織としての 10 年間の変化を聞かせてもらっていいでしょうか。

Ｋ | 2005 年から助成金に応募し始めたんですが、2010 年のアルス・ノヴァを開設する前には、年間 2,500 万円くらいの助成金や受託事業収入で、自主事業をつくることができなかったんです。要するに、毎年度、取りに行く仕事

を続けざるを得なくて、ほぼ一人で企画書を書いていたんですが、それだと続かないんですよ。毎年「来年はどうなるんだろう」という不安に悩まされていたんです。それと、人を安定して雇えないのは辛いと思ったんですね。自分自身が障がいのある子どもを抱えているので、すべての活動に関わることができない。そこで、事業を安定させるために、福祉施設をやろうという流れになったんです。福祉施設をつくることにした時は、「ここまでアートと福祉の両方をやってきたのに、それが福祉に絡め取られるんじゃないか」と理事からの反対が強かったし、自分も怖かったんです。でも、そんなことを言われてられない状態だったし、それまでの実践で、福祉に絡め取られることはないという自信もあったんです。それで、福祉施設をつくることに踏み切りました。

福祉施設になって事業は安定しました。施設での福祉サービスという自主事業があって、利用者を預かれば、収入が入るということです。現在は福祉事業が8割で文化事業が2割のバランスです。

○ | 外部の財源に依存せずに、福祉施設での自主事業によって自主財源を獲得しながら組織を安定化させたと言えるでしょうか。

K | そうですね。福祉施設を開始した2010年度、初年度で赤字になることを予想していたところ、赤字にはならなかったんです。その頃は、すごく人件費を抑えていたこともあったんですが、「こんなに安定感があるものなのか」とびっくりしたんですよ。

○ | 福祉施設の運営を始める以前は、相当無理をして事業をされていたんでしょうか。施設の運営の前後で、組織体制、雇用形態、人数はどのように変化がありましたか。

K | 2010年の前、スタッフは4人くらいで、常勤ではあるけれども法人として保険などの手当を出せず、一人の月給が10万円出せばいい状態だったんです。2010年に福祉施設を立ち上げたときは、正社員が7～8人いて、パートを含めれば15～16人と、一気に増えたんです。事務系の人も雇って、雇用保険や社会保険などに加入して、福祉事業として始めました。一気に変え

ました。

それまではプロジェクトベースで給料を支払っていたんですが、雇用にはならないですね。助成金を獲得して、それで事業をやることで人を増やしてきて、福祉施設を始める前に、雇用促進事業系の助成金に申請して、福祉系の人材を雇い入れ、文化事業の研修を行ったりしました。

私自身は、プロジェクトベースで人を入れたり辞めさせたりするのはおかしいと思っていたので、そうした人材の入れ替えはしたことはありません。福祉施設になる以前は給料を払うために助成金の申請や受託事業をすることに必死で、少ない額でも定期的な給与を支払い続けました。人の入れ替わりはあるんですが、全体数としては増えています。

○ | 10年間で事業や拠点に変化があったわけですが、変えたくなかったのは人材なんでしょうか？

K | 私一人では事業はできないから、人にやってもらっているんです。自分がやりたいことを「あなた、これをやって」と言っても人は動かないので、基本的にその人たちにやりたいことをやらうんです。なので「指示に従いたい」という人は辞めていく。福祉が専門だった人は、そういう意味で苦手だったかもしれません。「自分がやりたいことをやりたい」という人は、レッツに居やすいんじゃないでしょうか。

○ | この10年間に対して、社会全体がNPOに対して期待していることは変化していると思いますか？

K | 10年前に比べれば、社会からNPOも信頼されるようになりましたね。最初は怪しがられました。いまでも怪しがられますけど（笑）。公益法人制度改革の際に、一般社団法人という法人格が現れましたが、私は選ばないなと思ったんです。NPOって書類が公開されるので、すごく面倒くさいと思うんですけれども、私は、それだからNPOはいいんじゃないかと思っています。「自分たちの活動には公益性があるのか」を追求していくところが、NPOの大切なところであり、優れているところだと思っています。

○ | レッツの活動の中では、公益性がある面だけではなく、収益性の可能性がある側面はないでしょうか。「一般社団法人であれば収益性も追求しながら、公益性のある事業とバランスさせられる」と考えることはないですか？

Ｋ | 別に NPO だからと言って利益を生んではいけないわけではないですし、ボーナスを払えないわけでもないですから。実際のところ、一般社団法人が生まれたのが NPO を立ち上げた後だったので選んでなかったわけで、もし、組織を立ち上げるときに両方を選べたとしたら、分かりません。ただ、やはり私は、NPO は社会運動のための組織だと思っています。

○ | NPO のアイデンティティに共感し、「NPO だからこそ、社会運動としてレッツのミッションを体現できる」という思いがあるんでしょうか。

Ｋ | そうですね。誰もやっていないことや、誰かが困っていることに対して、気がついてしまった人が自ら立ち上がって実践する。そういう人を私はたくさん見てきたから、すごく清々しくて素敵だなと思ったんです。その理念のようなものは、大切にしたいと思っています。でも、その一方で、思いが強すぎて「私たちは正しいことをやっています」という感じが漂う人たちも多くなってきたように感じます。

○ | アートに対して社会が求めることも、10 年間で変わってきたんじゃないでしょうか。

Ｋ | 別に「アート」と言わなくても、「アートの」な団体はたくさんあると思うんです。とくに NPO は、アートの要素がなければ生き残っていけないです。要するに、問題があったときに、いままでやってきた普通のやり方では解決はできない。解決できない問題に立ち向かっていく時に、価値観の変換が必要になる。当事者は「これはアートだ」と思っていないかもしれないし、実際、アートではないかもしれないけれども、「アートの」な方法で解決する人たちが増えていっていると思います。だから、むしろアートの領域の人たちが、アートのことしか言わないのは、もったいないと私は思っているんです。「アートの」な素養をもった柔

らかい人が成功して事業ができるようになっていくんじゃないか。ただ、そういう人たちがアーティストと何かをやりたいと思っているかどうかは、また別ですが。

○ | 行政に対して、何か制度や仕組みを提案していくとすれば、どのようなことがイメージできますか？

Ｋ | 福祉の領域で言えば、税金を財源に事業がおこなわれているので、税金を最大限に活かすことが大事だと思うんです。そのためには、福祉施設の利用者だけにサービスをしているのではなく、いろんな形で開いていくべきで、福祉施設が自由にのびのび公民館のような場所をつくりだしたら、すごくおもしろいでしょう。ただ、それを制度化するには時間が掛かるでしょうから、私たちはゲリラ的にやるしかないんだろうなと思っています。それと、アート NPO の貧しさは、本当に問題だと思います。労働搾取と言われても仕方がないし、そこを何とかしないとけないんじゃないかと思っています。

○ | 今後のレッツ、あるいはアート NPO の将来像を描くために、何か提言したいことはありますか？

Ｋ | いま開催している「表現未満、」実験室を企画した意図もそこにあるのですが、「アートは、アーティストがつくるものでもあるけれども、アーティストしかつけないものではない」と私は思っています。アーティストがつくるものも私は大好きですが、一般の人たちがアート化していくというか、アートの素養を自分たちが獲得して問題に立ち向かっていくということが当たり前になっていけば、私も含めて、社会全体が生き易くなっていくと思うんです。そのために何をやっていくべきか、まだ具体的には分からないのですが、もっと日本人はアートを大切にすべきだと思うんです。生活や教育の隅々まで、アートが行き渡るようになれば、もっとこの国は幸せになるんじゃないかと思っています。

- 1 商店 06——障がいのある子どもたちのハンディを個性ととらえ、その存在を社会に知ってもらうことを目的として、ファイザー株式会社より助成を受け 2006 年から 3 年にわたって展開。その初年度に中心市街地にて、障がいのある子どもたちの作品を、街の中に持ち込む（溶け込ます）ことによって、さびれてしまった中心市街地を舞台に、人と人との新しいコミュニケーションの方法を模索する事業となった。
- 2 浜松アートフォーラム 2008——ソーシャル・インクルージョンとしてのアートの意義を多くの市民に伝えることを目的として、フォーラムを開催。解体が決まっていた歴史的建造物「浜松市鴨江別館」をアートセンターにしていくといった提案は、多くの反響を生み、建物の保存活動とアートセンター化に繋がっていった。
- 3 たけし文化センター——重度の知的障がいがある「くぼたたけし」という個人を全面的に肯定することを出発点に、コンセプトをつくりあげた公共文化施設と位置付け、カフェ、創作スタジオ、ワークショップの場、コンサート会場などを「たけし基準」でつくりあげ、いままでにまったくない空間と事業が展開された。
- 4 アルス・ノヴァ——2010 年 4 月に浜松市西区入野町に開設。放課後等デイサービス事業（障害児放課後支援）と自立訓練・生活介護・就労継続支援 B 型事業（3 障害利用可・障害者通所施設）を行っている県の指定を受けた法定施設。障がいのある人や子どもたちが毎日通う場所であり、大人利用者のメニューは、障がいも含めた個々の特徴に応じて企画・立案するところから始めている。
- 5 「表現未満、」実験室——2017 年 1 月 16 日から 2 月 25 日までの期間限定のスペース。アルス・ノヴァを離れた街中で、重度の知的障がいのある人たちを中心にさまざまな人たちが交流するオルタナティブスペースと、「スタジオアルス」と名付けられたオープンマイク形式の音楽スタジオ。

## 久保田 翠 くぼた みどり

認定 NPO 法人クリエイティブサポートレッツ理事長

1962 年生まれ。静岡県浜松市在住。武蔵野美術大学造形学部建築学科卒業後、東京芸術大学美術学部大学院環境デザイン科修了。有限会社アムズ設立。長女誕生をきっかけに、高木滋生建築設計事務所。静岡大学農学部非常勤講師（1998 ～ 2010）。障がいのある長男の出産を機に、2000 年にクリエイティブサポートレッツ設立。2004 年 NPO 法人化。2015 年認定 NPO 法人化。2008 年より、個人を文化創造の拠点とする「たけし文化センター事業」をスタート。たけし文化センター BUNSEND0(2008 ～ 09 年)、たけし文化センター INFOLOUNGE(2011 ～ 14)。2010 年、障がいのある人、子どもが毎日に通う通所型障害福祉施設アルス・ノヴァを設立。2014 年、誰もが利用できる私設公民館「のヴァ公民館」開所。

<http://cslets.net> ／ E-mail [lets-arsnova@nifty.com](mailto:lets-arsnova@nifty.com)

---

---

Column

## 柴田 尚

NPO 法人 S-AIR 代表

S-AIR の 10 年、  
アート NPO の 10 年

---

---

## S-AIR の 10 年、アート NPO の 10 年

柴田 尚



▲ 15 年前の滞在制作について語るアピチャッポン

アート NPO データバンクが、2006 年の調査から 10 年を迎えたとのこと。S-AIR にとっての 10 年の変遷と、現在の NPO の運営の課題を書いてくれるという依頼である。S-AIR の活動は今年 18 年目なので、10 年で区切るのが難しいが、主に当団体の過去と未来の話を中心に、そこから見たアート NPO の課題を検証してみたいと思う。

### 走馬灯の一夜

この執筆の締め切りとされていた 2017 年 1 月末、札幌市内のある会場で開催されたパーティーの中にいた。北海道庁が主催した「北海道文化奨励賞」

の受賞を記念しての有志によるパーティーで、なんと自分がその主役の一人なのであった。個人としては、54 歳にして生まれてはじめての受賞記念パーティーである。

地元の写真家の方との共同開催だったのだが、会場がそんなに広くないおしゃれな BAR だったので、当初は 100 名程度の招待制にするはずだったのだが、集まり過ぎて 2 部入れ替え制となり、結局、200 名近くのお客様がお見えになった。

S-AIR 理事でもあるアーティスト（祭太郎）の滑り芸的？な口上パフォーマンスや過去にプロジェクトで絡んでもらったミュージシャンの演奏などもあり、参加者は皆笑顔で、会場はとてもいい空気で満たされていた。自分の死ぬ間際に人生が走馬灯のように駆け巡るとしたら、おそらく、このシーンが入っているだろうと思わせるような幸福な瞬間だった。そして、それは同時に自分の活動の中でも特別な存在である S-AIR の 17 年間のアーカイブにもなっており、そのプラスの面、成果が詰まっていた。

発起人会は地元の建築、映画、デザイン、アート、イベントなどのいわゆるクリエイティブ業界の豪華な 12 人。確かにどのジャンルともお仕事をしてきたし、大なり小なり絡んできた人々だ。そうかと思えば、一見、普通の主婦や市民の方々もいる。しかし、彼らはレジデントの作品に出演していたり、S-AIR のプロジェクトがきっかけで立ち上げたスペースの運営に関わる重要な人々だったりする。

何人かの方々からは手紙をいただいた。

「かけがえない経験と出会いを S-AIR からいただきました」

学生時代から S-AIR の活動をサポートし、やがて自らもレジデントとなって海外で滞在制作をしてきた作家からだった。

S-AIR はとても小さな団体だが、関わった人々の人生に少なからぬ影響を与えていたようだ。そして、自分自身はこの場にはいない、90 人の世界中のレジデント達に感謝していた。彼らが見せてくれた数々の奇跡がなければ、ここまで続けてこれなかったと思う。

パーティーには、ほかに自治体の方々は多く見えていたが、市長からの電報はあったものの政治家や財界人はほぼいない。このパーティーの参加者の構成は、S-AIR というアート NPO が地域においてどこを向いて活動し、どの方面に弱いか、その活動の特性を如実に表していた。

## プロジェクトによる回顧と検証（AFTER AIR）

たまたま永く続けられた S-AIR では、近年、積極的に過去を振り返る企画に取り組んでいる。

「AFTER AIR」は、かつて滞在したアーティストをもう一度招いて話を聞くシリーズ。昨年、13 年ぶりに招いたポーランドのモニカ・ソスノヴスカは、ヴェネチア・ビエンナーレで話題をさらうなど、国際的に活動するビッグアーティストになっており、一昨年は銀座のエルメスのギャラリーで個展を開催した。

「あなたにとってレジデンスとは何だったか？」という問いに「特別な意味なんてない。だって、私が育ったのは共産圏ですよ。世界を見たいじゃないですか。」と答え、会場は大きな感動に包まれた。そこには「作家にとって、世界の窓」としてのレジデンスの意味が見て取れた。

今年のゲストは、15 年ぶりに招いたアピッチャポン・ウィーラセタクン。後にカンヌ映画祭のパルムドール受賞監督になり、世界中のさまざまな美術系の国際芸術祭に招かれる人気作家になっている。特に 2017 年はアピチャポンイヤーと言われ、日本各地でたくさんのプログラムが組まれているが、その背景には、自国のタイでは映画を上映できない政治体制があるのである。彼にとっては、



▲ 進行を務める筆者

変化してないネガティブな祖国の環境があり、外で活動せざるを得ない状況が続いている。しかし、彼はその苦境に抗う力を、創造の推進力にしているように見える。

## 足元の変化

それでは、札幌と S-AIR の環境はどう変わったのか。10 年前にはなかった天神山アートスタジオという気軽に滞在できるレジデンス施設もでき、行政が絡んだ大型国際芸術祭もできている。国内では文化庁のレジデンスの助成も、未完成ではあるが、昔に比べるとかなり使いやすくなった。そして、日本のレジデンスの数は文化庁助成が始まった 90 年代後半と比べると約 6 倍に増えている。

しかし、翻って足元を見ると、S-AIR の有給スタッフは現在 1 名しかいない。しかも他の仕事と兼業だ。予算も変わっていない。かつてさっぽろ産業振興財団から無償で提供された事務所とスタジオのあった建物（旧 ICC）は解体され、現在、自治体によるサポートはほとんどない、この面はむしろ、後退しているのかもしれない。前述の華やかなパーティーの裏側にある、「来年、助成に落ちれば解散」という殺伐とした経済状況は何も変わっていない。よかった面といえば、以前 S-AIR から給料をもらっていた自分が、大学に勤めてボランティアになったので、その分、人件費がカットできたことくらいだ。

## 以前はなかった現在の課題

現在、日本各地にレジデンスができ、アートプロジェクトやアーツカウンシルも増え、自治体による主催やサポートも増えている。つまり、10 年前よりはアートの仕事が増え、団体も増えているのだ。それゆえに、S-AIR のようなインディペンデントな組織は余計に苦しくなっている面がある。なぜかといえば、人材が流出してしまうからだ。いま、S-AIR が潰れるとしたら、予算が獲得できないことよりもこの「人材難」であろう。いままで自分や数名のスタッフがやってきた、献身的な活動に頼るような運営は時代遅れになっているのかもしれない。

また、質のコントロールも以前よりも難しい。レジデンスに対する国の予算は 90 年代の日本のレジデンススタート時と変わらない。しかし、その数は 6 倍に増えているということは、相対的に予算や作家獲得の競争率も上がっているのだ。昔は可能だった日本で紹介されていない才能ある作家の発掘が難しくなっている。良い作家は大きな組織で条件の良いところに流れがちで、小さなレジデン

スは質の高い作家の確保が以前よりも難しいのである。

## アート NPO、これからの 10 年

アート NPO の課題は最終的には経営問題である。つまり、組織づくりと資本の確保である。いま、日本で「地域アート」が多いのは、資本の中心に自治体が絡んでいること、そして国や企業助成の場合でもそれを推奨するケースが多いからである。しかし、これが国際的なスタンダードかといえば、たぶんそうではない。市民と共同制作すること自体は良いことだが、アートをそれで縛ると窮屈だ。インターネットの登場以降、世界では国境が壊れかけている。アート NPO の課題は、自治体の維持だけではないはずだ。新たなミッションを模索すべき時期だと思う。

組織づくりとしては、S-AIR のような国際交流機関の場合は地域でのコネクションだけでなく、より広い国際的なネットワークでの共同企画、運営が考えられる。

先ほど取り上げた、作家確保の対策として、ヨーロッパの若手キュレーターチームとの協働や、以前から力を入れてきた海外の機関とのエクスチェンジにも積極的に取り組んでいる。これは国際的な共同企画であり、共同出資による企画運営につながる。外部機関、外務資本と組むと、合意するプロジェクトの質が変化する。例えば、市民との共同制作という条件はつかない。そこから別のミッションが見え始めるかもしれない。

また、新しい形の資本確保の手法としては、クラウドファンディングがある。インターネット時代の、自治体や企業を通さない市民の共同出資のあり方だ。大阪の NPO 法人こえとことばとこころの部屋（ココルーム）による釜ヶ崎芸術大学のヨコハマトリエンナーレの参加の成功例はよく知られているし、最近では札幌でも NPO 法人コンカリーニョがクラウドファンディングによる劇場改修に成功している。実は S-AIR も準備しているのだが、このクラウドファンディングにはふるさと納税でよく知られているリターンの仕組みがあり、アート NPO の商品開発につながる可能性があることは興味深い。

企業によるサポートも、守りの CSR（Corporate Social Responsibility）から

攻めの CSV（Creating Shared Value 共有価値の創造）へというような変化が起こっている。ここへの対応策も研究していきたい。

S-AIR は、これまで「奇跡的に 17 年間残ってしまった」と述べていたのだが、「ここから 10 年確実に残すためにはどうすべきか」と考えるようになった。アート NPO が社会にとって大切な存在であるということは、過去も未来も変わらないのではないかと思うようになったからだ。

「10 年残すにはどうすべきか」「10 年残す意味はどうあるべきか」アート NPO は、その問いを常に続けなければならないと思う。

---

---

Feature 2

## 渡邊 太

大阪国際大学人間科学部専任講師  
(宗教社会学・社会運動論)

## アート NPO と 社会調査の 活用

---

---

## アートNPOと社会調査の活用

渡邊 太

### 1 社会調査とは何か

複雑な現代社会を理解するために、社会学では社会についてのデータを収集し分析する社会調査の手法を発展させてきた。社会調査は、人々が何を考え、どのように生活しているのかを明らかにすることを目的とする。したがって、個人情報の収集を目的とする身辺調査や取り調べとは異なり、社会調査が目指すのは個人を超えた社会的な関係性や社会の構造を明らかにすることである。

社会調査は社会政策に関わる。社会政策によって社会問題を解決するためには、まず社会の実態を正確に把握する必要がある。誤った実態把握のもとに組み立てられた政策によっては、問題を解決することはできない。正しい政策のプランを立てるためには、実態を正しく把握する必要がある。先入観にもとづく思い込みや、一部にのみ見られる特徴を全体の特徴と取り違える誤謬に陥らないためにも、データ収集と意味解釈の正しい手続きに従った社会調査を活用することが望まれる。

### 2 社会調査の歴史

歴史的にみると社会調査の営みは、近代化という大きな社会変動に際して、伝統的な生活様式とは異なる社会生活を営む労働者大衆が出現した時期に始まる。初期資本主義が発展する19世紀イギリスで、カール・マルクスの盟友フリードリヒ・エンゲルスはロンドンの貧民街を訪ね歩き、労働者階級の人民が置かれた不衛生で極貧の生活実態を克明に記述した。労働者の貧困と住宅問題を指摘したエンゲルスの著作『イギリスにおける労働者階級の状態』は、政府の積極的な社会政策を引き出すまでには至らなかったが、労働運動

の高揚には貢献した。エンゲルスの後、イギリスではチャールズ・ブースが社会調査の方法を洗練することで貧困を精密に測定し、貧困が社会的な問題であることを明らかにし、政府による貧困対策を導いた。

20世紀に入ると、アメリカの新興都市シカゴで移民や都市下層民を対象とする社会調査が数多く実践された。急速な発展を遂げつつあったシカゴは「社会の実験室」とも呼ばれ、頻発する社会問題への実用的な対策が求められた。シカゴ学派の社会学者たちは、社会改良への実践的関心から、逸脱行動や社会解体の問題事例に関するデータを蓄積し、社会調査の方法を発展させた。20世紀半ばには標本から母集団を推定する統計学の方法が発展し、定型化された質問文への回答から社会的な属性や態度を測定する質問紙調査（アンケート調査）の方法が洗練されていく。ポール・ラザースフェルドらは、変数間の関係を解明する多変量解析の手法を発展させた。数値に変換できるデータを収集し、変数間の因果関係や相関関係を推定する統計的な調査は、移ろいやすい消費者の好みや流行の動向を把握するマーケティング調査や、選挙結果を推測する世論調査の技法として発展し、20世紀以降の社会調査の主力となった。

### 3 質的調査と量的調査

社会調査が扱うデータは、質的データと量的データに大きく分けられる。質的データとは数値に置き換えられないデータであり、参与観察によって得られた記述やインタビューによって聞き取られた内容などを指す。それに対して量的データとは、数百人から数千人以上を対象とする統計調査で測定されるような数値に置き換えられたデータを指す。

質的調査が限定された調査対象から狭く深くデータを収集するのに対して、量的調査は幅広い調査対象者から標準化されたデータを広く浅く収集する。質的調査は、調査対象者の微妙な心情の差異を記述することができるが、そこで得られたデータが全体をどれだけ代表しているかについては不確かなままである。それに対して、量的調査は微妙な心情の差異をデータに反映することはできないが、大量に収集されたデータの代表性は統計的手法によって確認で

きる。

質的データをあつかう社会調査は、限定された事例に関する個性的なデータを収集することで、個別の事例を深く知るために役立つ。量的データをあつかう社会調査は、対象となる個体群の分布に関心を持ち、統計的な分析によって仮説の検証や変数間の関係を一般化する際に威力を発揮する。質的調査と量的調査にはそれぞれに得意とするところが異なっているため、調査の目的や調査対象の特性に応じて使い分け、場合によっては併用することが望ましい。

## 4 アート NPO の実態

アート NPO は社会調査の結果をどのように活用できるか。実態の正確な把握にもとづく政策提言をおこなうことがまず考えられる。2006 年に実施されたアート NPO の実態調査は、アート NPO の課題を抽出・共有し、課題の解決に向けた政策提言に役立てることを目的として実施された。調査結果からは、財政的な面での活動基盤の脆弱さ、職員の給与水準の低さ、活動分野と協働パートナーの幅広さが明らかにされた。

2006 年と同じ質問項目を用いた 2016 年の調査結果でも、職員の労働条件も含めて組織の活動基盤の脆弱さがあいかわらず課題であり続けていることが示された。アート NPO が抱える課題として、「組織や人員の面で十分な体制を整えられない」を選択したのは、2006 年調査で 26.1% だったが、2016 年では 42.9% に上る。一方で調査結果から、この間にアート NPO に対する社会的認知が進んだことについては、「アート NPO の活動が市民や社会に十分に理解されていない」が 27.2% (2006 年) から 19.4% (2016 年) へ、「アート NPO の活動が行政や企業に十分に理解されていない」が 29.3% (2006 年) から 19.9% (2016 年) へとそれぞれ数値が低下していることから示されている。アート NPO が市民社会において担う役割についての社会的な理解が進む一方で、活動を継続していくための財政的な基盤の安定化が追いついていないことが伺われる。

こうした調査結果は（一部の財政的に安定した組織は別として）中小規模のアート NPO のスタッフとして働く人々の現場の実感とも合致しているだろう。

公共的な役割を担うことが期待されるアート NPO において、組織として継続的に活動する財政的基盤を強化し、そこで働くスタッフに最低限度（以上）の生活を保障することができなければ、ミッションを実現することは困難である。

現場でのスタッフの疲弊は、調査結果と合わせてみるならば、個人的な努力不足や当該組織だけの問題ではなく、アート NPO を取り巻く構造的問題によると考えられる。職場の愚痴に終わりがちな現場の実感も、標準化された数値で示された調査結果と合わせることで積極的な政策提言に結びつけることができる。

## 5 市民社会と多様性

個々のアート NPO にとっては、自分たちの活動を全体の中で位置づけるために社会調査の結果を利用することもできる。活動規模、財政、スタッフの労働条件、協働パートナー、力を入れている活動、組織としての課題について、全体の傾向と比較することで自分たちの活動の特徴をより明確化することができる。社会調査では、代表性という考え方が重要である。調査によって得られたデータは、調査対象の全体をどれくらい代表しているのか。全体をまんべんなく代表しているのか、それとも部分的な偏りを表しているのか。偏っているとすれば、どの部分に偏っているのか。自分たちの活動を全体のなかに位置づけることは、自分たちの活動の代表性を検討することでもある。それは、つまり活動の中での主観的な実感や手応えを客観化して考えることにつながる。

たとえ全体を代表していないとしても、そのこと自体が問題ではない。市民社会の自律的なアソシエーションとしてのアート NPO は、多様な特異性を有する活動が複数併存することで市民社会の多様性を担保できる。ひとつの組織がすべての分野をカバーできる一般化された公共性を担う必要はなく、各々が特異なマイナー分野を突き詰めることで、結果として多様な公共性を実現することが期待される。2006 年、2016 年いずれの調査結果でも示された活動分野と協働パートナーの多様性は、個性的なアート NPO の活動が差異と多様性を実現する寛容な市民社会の実現において担うべき役割の重要性を示唆している。

多様な価値を見出し、実現することは市民社会において決定的に重要であ

る。社会が全体として一つの方向に収斂しつつあるとき、そこで失われるものは何か。そこでかき消されるのは誰の声か。異なる特色を持つ無数の多様な活動が息づくことで、社会が単色に染められることを回避できる。アート NPO 調査の結果が示す社会的現実、現場の疲弊を示すとともに、疲弊にまみれながらも獲得し実現してきた豊かさをもあらわしている。だが、このアクロバティックな綱渡りがいつまでも続けられるとは思えない。

調査結果から、どのような公共性を思い描いた政策提言を導くべきか。机上の空論ではなく現場の実情に即した政策提言のためには、日々の活動の中での実感と調査結果を接合し、多様な活動の社会的な意味を言語化することが切実に求められている。

#### ｜参考文献｜

アート NPO リンク編『アート NPO データバンク 2006』アート NPO リンク、2007 年

石川淳志・佐藤健二・山田一成『見えないものを見る力』八千代出版、1998 年

大谷信介・木下栄二・後藤範章・小松洋『新・社会調査へのアプローチ』ミネルヴァ書房、2013 年

佐藤郁哉『社会調査の考え方（上・下）』東京大学出版会、2015 年

盛山和夫『社会調査法入門』有斐閣、2004 年

玉野和志『実践社会調査入門』世界思想社、2008 年

---

---

Research & Conclusion

**櫻田 和也**

大阪市立大学（労働社会学・調査方法論）

## 報告：アート NPO の 運営実態調査

協力：大澤寅雄

---

---

## アート NPO の運営実態調査

アート NPO リンクは「文化庁・平成 28 年度次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」の助成を受けて、毎年カウントしている全国のアート NPO 全数を対象に、個々のアート NPO の活動概況とその課題を抽出して、今後の課題解決に向けた政策提言や社会環境づくりに役立てることを目的として、アート NPO の基盤整備のためのアンケート調査を実施した。質問票は別添資料のとおりである。

運営実態をテーマとした今回の調査では、アート NPO の活動基盤の脆弱さ、とくに NPO 職員の雇用実態がはじめて明らかにされた 2006 年の調査とおなじ項目を尋ねることで、この 10 年間の推移を把握しようと試みた。

これにより芸術文化に係る活動をおこなう NPO の運営実態と近年の動向を分析し、その運営改善につながる仕組みづくりに向けた提言に資するデータとして利用されたい。

### ｜ 実施期間 ｜

2016 年 9 月 12 日～ 10 月 11 日

（郵送では締め切り後に届いた回答も有効とした）

### ｜ 調査方法 ｜

質問票（郵送法および WEB フォーム<sup>1)</sup>）

### ｜ 調査対象 ｜

配布数： 4272（2016 年 9 月時点でカウントしたアート NPO 全数<sup>3)</sup>）

回収数： 594（ただし無効票を含む）

回収率： 13.9%

有効回答数： 527（白票や重複回答を無効とした）

有効回答率： 12.3%

1 WEB フォームには SurveyMonkey 社のオンライン・サービスを利用した。

2 2016 年 9 月時点でカウントしたアート NPO 全数。

アート NPO 法人とは、ここでは「芸術文化に係る活動をしている NPO 法人」とし、特定非営利活動法人の定款に記載された特定非営利活動 20 分野のうち、第 6 号「学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」を記載し、主たる活動が学術とスポーツに限定した法人を除き、文化や芸術に係る活動をしていると思われる法人、および主たる活動領域は異なっているが、芸術や文化に関わりの深い活動をしていると思われる法人を抽出した。

抽出に際しては、内閣府提供の「NPO 法人ポータルサイト」（<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/search>）に公開されている情報をもとに当法人がおこなった。定款だけでは活動内容が不明瞭な場合には、各法人のウェブサイトなど公開情報によってその活動を確認した。

3 総回答数のうち重複回答 44 件を除いたもの。

なお、調査対象のうち宛先不明で返送されたものが 295 件、回答なしで返送されたものが 23 件となっている。

\* 本報告書内に表記されている割合の数値は小数点第 2 位を四捨五入しているため、誤差が生じている箇所がある。

### ｜ 参考 ｜

2006 年度調査の実施概要

実施期間 | 2006 年 11 月 1 日～ 12 月 31 日

調査方法 | 質問票（郵送法）

調査対象 | 配布数：1742

回収数：201

回収率：11.5%

有効回答数：184

有効回答率：10.6%

芸術文化に関する活動を行うNPO法人の運営実態調査にご協力をよろしくお願い申し上げます。

アンケートの回答所用時間は、20分程度です。

調査の結果は統計的に処理されるため、団体名や個人名が公開されることはありません。

## I 回答団体の属性

Q1 | 貴団体の団体名、回答者氏名、法人認証年月をご記入ください。

\*法人格から記載してください 例:特定非営利活動法人〇〇〇、認定特定非営利活動法人〇〇〇

\*統計的に調査しますので、回答団体が特定されることはありません。

|          |   |         |  |
|----------|---|---------|--|
| 貴団体名(必須) |   |         |  |
| 代表者名     |   | 回答者名・役職 |  |
| 法人認証年月   | 年 | 月       |  |

Q2 | 貴団体の主たる活動分野(特定非営利活動促進法における活動の分類)について、あてはまるものを1つだけ選択して下さい。

- |                                                                |                                                 |
|----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 保健、医療又は福祉の増進を図る活動                     | <input type="checkbox"/> 社会教育の推進を図る活動           |
| <input type="checkbox"/> まちづくりの推進を図る活動                         | <input type="checkbox"/> 観光の振興を図る活動             |
| <input type="checkbox"/> 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動                   | <input type="checkbox"/> 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 |
| <input type="checkbox"/> 環境の保全を図る活動                            | <input type="checkbox"/> 災害救援活動                 |
| <input type="checkbox"/> 地域安全活動                                | <input type="checkbox"/> 人権の擁護又は平和の活動の推進を図る活動   |
| <input type="checkbox"/> 国際協力の活動                               | <input type="checkbox"/> 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動    |
| <input type="checkbox"/> 子どもの健全育成を図る活動                         | <input type="checkbox"/> 情報化社会の発展を図る活動          |
| <input type="checkbox"/> 科学技術の振興を図る活動                          | <input type="checkbox"/> 経済活動の活性化を図る活動          |
| <input type="checkbox"/> 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動               | <input type="checkbox"/> 消費者の保護を図る活動            |
| <input type="checkbox"/> 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 |                                                 |
| <input type="checkbox"/> 前各号で掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動 |                                                 |

Q3 | 貴団体の主たる芸術文化活動分野について、あてはまるものを1つだけ選択して下さい。

- |                                      |                                     |                                             |
|--------------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 音楽          | <input type="checkbox"/> 演劇         | <input type="checkbox"/> 舞踊・ダンス             |
| <input type="checkbox"/> 美術          | <input type="checkbox"/> 映像・映画      | <input type="checkbox"/> 伝統芸能               |
| <input type="checkbox"/> 生活文化        | <input type="checkbox"/> 複数の分野を横断する | <input type="checkbox"/> 芸術文化に関する活動は実施していない |
| <input type="checkbox"/> その他(具体的に: ) |                                     |                                             |

## II 組織の規模について

——貴法人の組織の規模についてお伺いします。

Q1 | 2016年9月1日時点での貴法人の役員数(理事・監事)をご記入ください。

|     |   |     |   |
|-----|---|-----|---|
| 理事数 | 名 | 監事数 | 名 |
|-----|---|-----|---|

Q2 | 2016年9月1日時点での貴法人の社員数(正会員等)をご記入ください。

\*ここでの「社員」とは、総会の構成員で議決権をもつNPO法上の「社員」です。

|     |   |
|-----|---|
| 社員数 | 名 |
|-----|---|

Q3 | 2015年度の貴法人の総収益をご記入ください。

|       |    |
|-------|----|
| 総経常収益 | 千円 |
|-------|----|

Q4 | 2016年9月1日時点での貴法人の職員の内訳についてご記入ください。

(a) 日常的に業務に従事する人数をお聞かせください。

|    |   |     |   |
|----|---|-----|---|
| 常勤 | 名 | 非常勤 | 名 |
|----|---|-----|---|

(b) 常勤職員の給与の有無についてお聞かせください。

|    |   |    |   |
|----|---|----|---|
| 有給 | 名 | 無給 | 名 |
|----|---|----|---|

(c) 給与の平均額(年額)をお聞かせください。

|      |    |
|------|----|
| 平均給与 | 千円 |
|------|----|

## Ⅲ 貴活動について

——貴法人の活動についてお聞かせください。

Q1 | 貴法人のこれまでの協働パートナーとして当てはまるものすべてを選択してください。

- ☐ 行政との協働(事業委託、指定管理者等も含む)
- ☐ 企業との協働(助成、協賛等も含む)
- ☐ 学校との協働
- ☐ 医療・福祉機関との協働
- ☐ 他のNPO等非営利団体との協働
- ☐ その他(具体的に: )

Q2 | とくに力を入れている活動を、3つまで番号を記入してください。

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

1. 公演・展覧会・映写会などの開催(鑑賞機会の提供)
2. 市民向けワークショップ等芸術普及事業
3. アーティスト・芸術団体支援(発表機会の提供等)
4. 調査研究・コンサルティング
5. 文化施設の運営(指定管理等含む)
6. まちづくり・地域コミュニティの活性化
7. 子ども向け事業
8. 政策提言・アドボカシー活動
9. 情報発信
10. その他(具体的に: )

Q3 | ご自由にお答えください。

(a) 貴法人の活動をつうじて、どのような社会を構築していきたいですか？

(b) (a)を達成する上で課題とはどのようなものですか？ 3つまで番号を記入してください。

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

1. 長期的なビジョンや目標、それを達成するための戦略が描けない
2. NPOの経営に関するノウハウや経験が不足している
3. アートNPOの活動が市民や社会に十分に理解されていない
4. アートNPOの活動が行政や企業に十分に理解されていない
5. NPOだからという理由で予算や経費が安くて当然と思われてしまう
6. アートNPOの特性を踏まえた助成制度が整備されていない
7. 法人税や寄付税制などNPOの活動を促進する税制が整備されていない
8. 組織や人員の面で十分な体制を整えられない
9. スタッフ(職員)がすぐに辞めていく
10. 役員や職員の世代交代が進まない
11. 適切な人材が見つかりにくい
12. その他(具体的に: )

(c) (b)について思うことをご自由にお書きください。

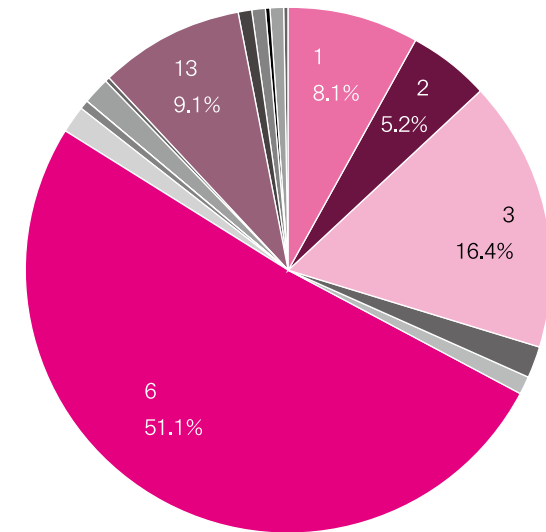
(d) 貴法人の運営上の課題や文化政策に関するご意見等、ご自由にお書きください。

## | 1-2 主たる活動分野 |

主たる活動分野（特定非営利活動促進法における活動の分野）

|    |                                           |     |        |
|----|-------------------------------------------|-----|--------|
| 1  | 保健、医療又は福祉の増進を図る活動                         | 39  | 8.1%   |
| 2  | 社会教育の推進を図る活動                              | 25  | 5.2%   |
| 3  | まちづくりの推進を図る活動                             | 79  | 16.4%  |
| 4  | 観光の振興を図る活動                                | 10  | 2.1%   |
| 5  | 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動                       | 5   | 1.0%   |
| 6  | 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動                    | 246 | 51.1%  |
| 7  | 環境の保全を図る活動                                | 8   | 1.7%   |
| 8  | 災害救援活動                                    | 2   | 0.4%   |
| 9  | 地域安全活動                                    | 0   | 0.0%   |
| 10 | 人権の擁護又は平和の活動の推進を図る活動                      | 1   | 0.2%   |
| 11 | 国際協力の活動                                   | 7   | 1.5%   |
| 12 | 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動                       | 1   | 0.2%   |
| 13 | 子どもの健全育成を図る活動                             | 44  | 9.1%   |
| 14 | 情報化社会の発展を図る活動                             | 4   | 0.8%   |
| 15 | 科学技術の振興を図る活動                              | 0   | 0.0%   |
| 16 | 経済活動の活性化を図る活動                             | 4   | 0.8%   |
| 17 | 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動                   | 1   | 0.2%   |
| 18 | 消費者の保護を図る活動                               | 0   | 0.0%   |
| 19 | 前各号に掲げる活動を行う団体の運営<br>又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 | 4   | 0.8%   |
| 20 | 前各号で掲げる活動に準ずる活動として<br>都道府県又は指定都市の条例で定める活動 | 1   | 0.2%   |
| 計  |                                           | 481 | 100.0% |

50% 以上が「6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」を主たる活動分野としている。ついで「3 まちづくりの推進を図る活動」「13 子どもの健全育成を図る活動」「1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動」「2 社会教育の推進を図る活動」とつづき、以上で約 90% を占める。



## | 1-3 主たる芸術文化活動分野 |

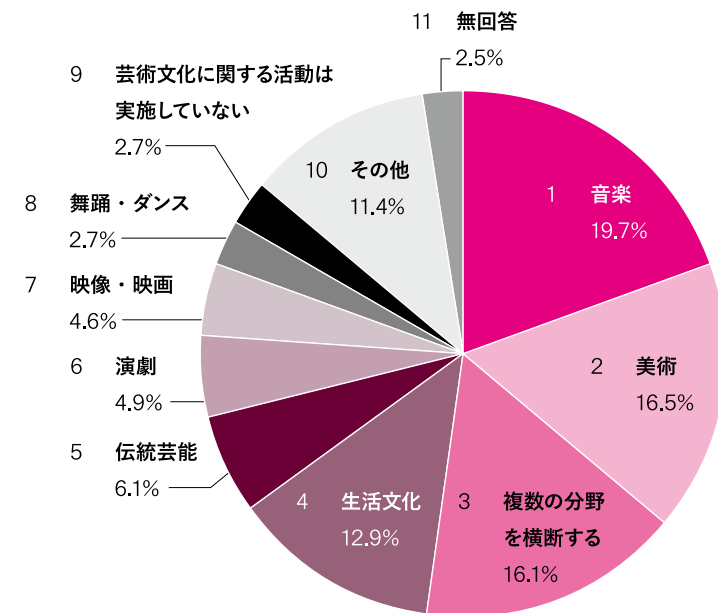
主たる芸術の活動分野

|    |                    |     |        |
|----|--------------------|-----|--------|
| 1  | 音楽                 | 104 | 19.7%  |
| 2  | 美術                 | 87  | 16.5%  |
| 3  | 複数の分野を横断する         | 85  | 16.1%  |
| 4  | 生活文化               | 68  | 12.9%  |
| 5  | 伝統芸能               | 32  | 6.1%   |
| 6  | 演劇                 | 26  | 4.9%   |
| 7  | 映像・映画              | 24  | 4.6%   |
| 8  | 舞踊・ダンス             | 14  | 2.7%   |
| 9  | 芸術文化に関する活動は実施していない | 14  | 2.7%   |
| 10 | その他*               | 60  | 11.4%  |
| 11 | 無回答                | 13  | 2.5%   |
| 計  |                    | 527 | 100.0% |

## \*「その他」の自由記述

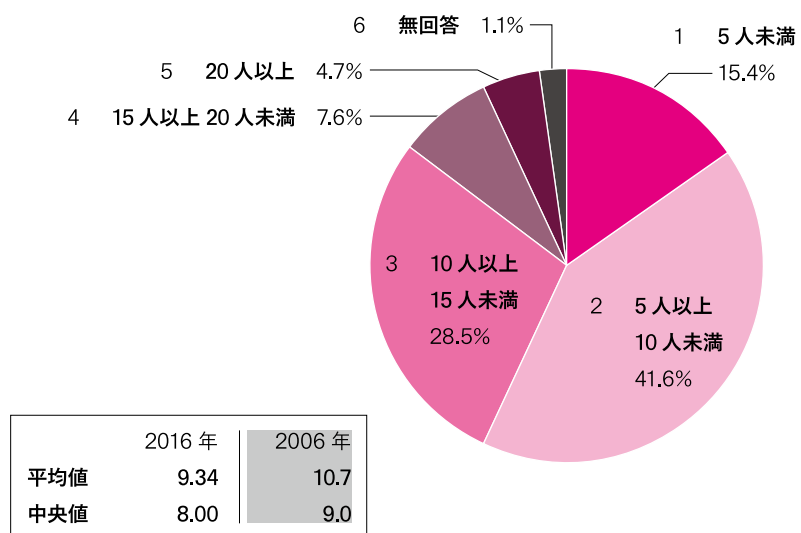
|             |    |
|-------------|----|
| 複数の分野を横断する  | 18 |
| 文化財・歴史文化    | 11 |
| 学習・普及啓発     | 7  |
| 生活文化        | 7  |
| 工芸          | 6  |
| アニメ・漫画・デザイン | 4  |
| 演劇          | 2  |
| 音楽          | 2  |
| 映像・映画       | 1  |
| その他         | 2  |

「音楽」が約20%、ついで「美術」「生活文化」「その他」とつづくが、「複数の分野を横断する」との回答もふくめて多様な領域にひろがる。自由記述をみても歴史あるいは民俗文化から伝統工芸、アニメーション、サブカルチャー等に至るまで幅ひろい。



## | II-1 役員数 (2016 年 9 月時点) |

| 法人の役員数 (理事・監事) |               | 2016 年     | 2006 年 |
|----------------|---------------|------------|--------|
| 1              | 5 人未満         | 81 15.4%   | 15.8%  |
| 2              | 5 人以上 10 人未満  | 219 41.6%  | 35.9%  |
| 3              | 10 人以上 15 人未満 | 150 28.5%  | 26.1%  |
| 4              | 15 人以上 20 人未満 | 40 7.6%    | 14.7%  |
| 5              | 20 人以上        | 25 4.7%    | 6.5%   |
| 6              | 無回答           | 12 2.3%    | 1.1%   |
| 計              |               | 527 100.0% | 100.0% |

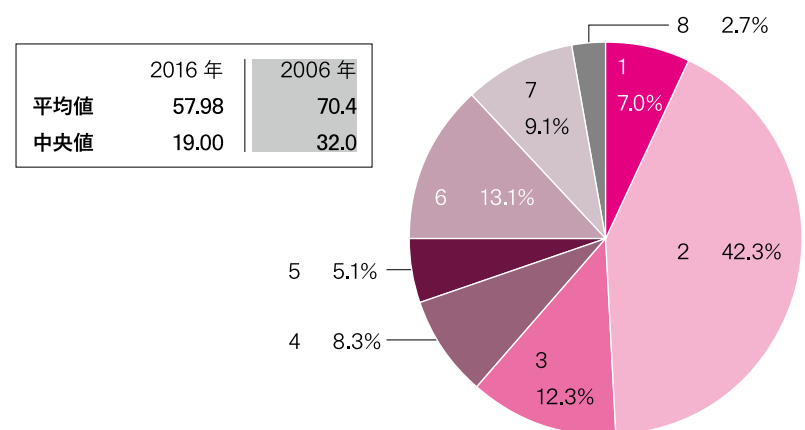


平均値は 9.3、中央値は 8 人。役員数が 5 人未満の法人が 15.4% であるのに対して役員数が 10 人以上と比較的多い法人も 40.8% を占める。10 年前から大きな変化はないが、やや少人数化している。

## | II-2 社員数 (2016 年 9 月時点) |

| 法人の社員数 |                | 2016 年     | 2006 年 |
|--------|----------------|------------|--------|
| 1      | 10 人未満 *       | 37 7.0%    | -      |
| 2      | 10 人以上 20 人未満  | 223 42.3%  | 31.5%  |
| 3      | 20 人以上 30 人未満  | 65 12.3%   | 11.4%  |
| 4      | 30 人以上 40 人未満  | 44 8.3%    | 10.9%  |
| 5      | 40 人以上 50 人未満  | 27 5.1%    | 8.2%   |
| 6      | 50 人以上 100 人未満 | 69 13.1%   | 15.8%  |
| 7      | 100 人以上        | 48 9.1%    | 18.5%  |
| 8      | 無回答            | 14 2.7%    | 3.8%   |
| 計      |                | 527 100.0% | 100.0% |

\* 社員が 10 人以上いることが NPO の設立要件となっているが、10 人未満の回答が 37 件あることに留意する必要がある。



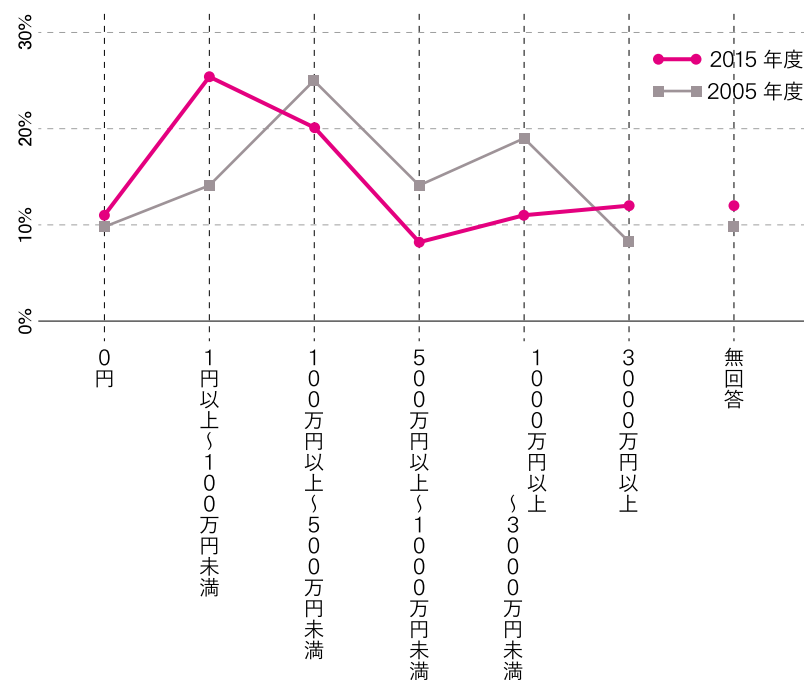
平均値は 58.0、中央値は 19 人。社員数 20 人未満の法人が約 50% を占めるが、100 人前後の法人も少なくない。ここでも 10 年前から小規模化する傾向がみられる。

## | II-3 法人の総収益（2015 年度） |

| 総経常収益 |                     | 2015 年度 |        | 2005 年度 |
|-------|---------------------|---------|--------|---------|
| 1     | 0 円                 | 58      | 11.0%  | 9.8%    |
| 2     | 1 円以上 100 万円未満      | 134     | 25.4%  | 14.1%   |
| 3     | 100 万円以上 500 万円未満   | 106     | 20.1%  | 25.0%   |
| 4     | 500 万円以上 1000 万円未満  | 44      | 8.3%   | 14.1%   |
| 5     | 1000 万円以上 3000 万円未満 | 58      | 11.0%  | 19.0%   |
| 6     | 3000 万円以上           | 64      | 12.1%  | 8.2%    |
| 7     | 無回答                 | 63      | 12.0%  | 9.8%    |
| 計     |                     | 527     | 100.0% | 100.0%  |

平均値は 1721 万円、中央値は 198 万円。60% 近くの経常収益は 2015 年度 500 万円未満であった。平均値が過大であるのは極端に大きな数件によるが、千円単位とした回答欄に一万単位で記載された可能性がある\*。  
10 年前と比べて 500 万円未満の割合が増えて中央値も 381 万円から大きく減少した。

\* ただし 5 千万円以上とされた回答については、すべて公表された活動計算書に照らして誤記と確認された場合には修正した。

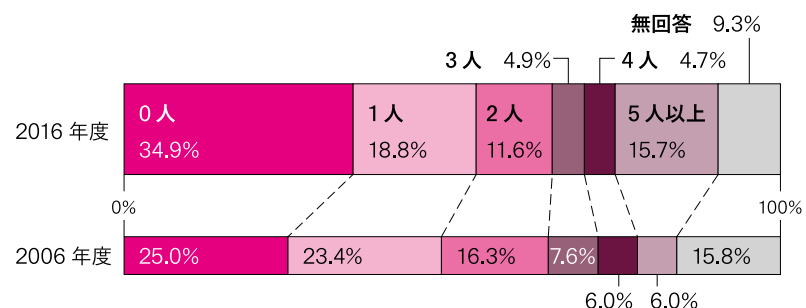


|     | 2015 年度 | 2005 年度 |
|-----|---------|---------|
| 平均値 | 1721 万円 | 1047 万円 |
| 中央値 | 198 万円  | 381 万円  |

## | II-4 a. 常勤職員数 |

| 日常的に業務に従事する常勤職員数 |       | 2016 年 |        | 2006 年 |
|------------------|-------|--------|--------|--------|
| 1                | 0 人   | 184    | 34.9%  | 25.0%  |
| 2                | 1 人   | 99     | 18.8%  | 23.4%  |
| 3                | 2 人   | 61     | 11.6%  | 16.3%  |
| 4                | 3 人   | 26     | 4.9%   | 7.6%   |
| 5                | 4 人   | 25     | 4.7%   | 6.0%   |
| 6                | 5 人以上 | 83     | 15.7%  | 6.0%   |
| 7                | 無回答   | 49     | 9.3%   | 15.8%  |
| 計                |       | 527    | 100.0% | 100.0% |

|     | 2016 年 | 2006 年 |
|-----|--------|--------|
| 平均値 | 2.88   | 1.71   |
| 中央値 | 1.00   | 1.00   |

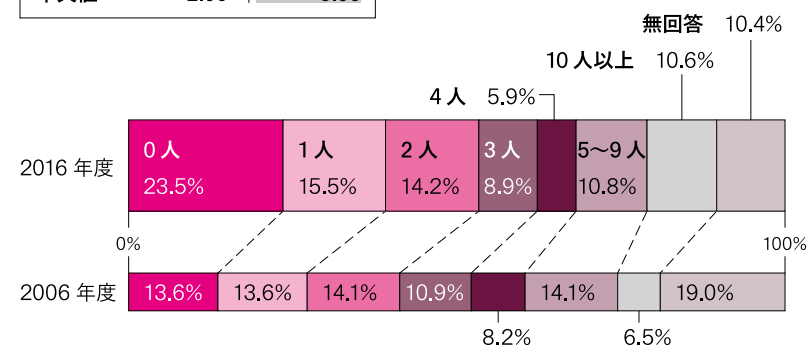


平均値は 2.88、中央値は 1 人。3 分の 1 以上で常勤職員がおらず、2 人以下が 65% を占める。その一方で、5 人以上いる法人は、3～4 人の法人よりも多く 15.7% ある。5 人以上の割合は 10 年前から大きく増えて両極化が進んでいる。

## | II-4 a. 非常勤職員数 |

| 日常的に業務に従事する非常勤職員数 |        | 2016 年 |        | 2006 年 |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|
| 1                 | 0 人    | 124    | 23.5%  | 13.6%  |
| 2                 | 1 人    | 82     | 15.5%  | 13.6%  |
| 3                 | 2 人    | 75     | 14.2%  | 14.1%  |
| 4                 | 3 人    | 47     | 8.9%   | 10.9%  |
| 5                 | 4 人    | 31     | 5.9%   | 8.2%   |
| 6                 | 5～9 人  | 57     | 10.8%  | 14.1%  |
| 7                 | 10 人以上 | 56     | 10.6%  | 6.5%   |
| 8                 | 無回答    | 55     | 10.4%  | 19.0%  |
| 計                 |        | 527    | 100.0% | 100.0% |

|     | 2016 年 | 2006 年 |
|-----|--------|--------|
| 平均値 | 3.68   | 3.50   |
| 中央値 | 2.00   | 3.00   |

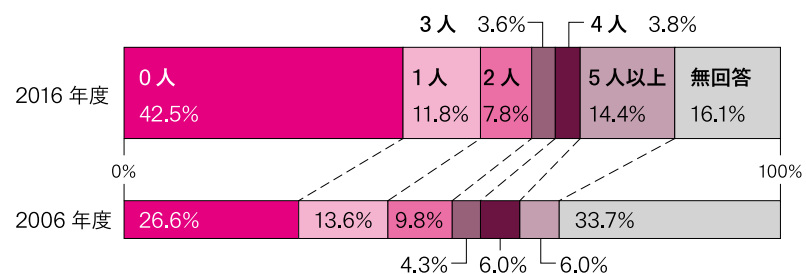


平均値は 3.68、中央値は 2 人。4 分の 1 近くで非常勤職員もおらず、2 人以下が 50% 以上を占める。5 人以上いる法人も 21.4% ある。これらは 10 年前と大きく変わらないが、非常勤を含めても少人数の法人が増えている。

## | II-4 b. 常勤職員のうち有給の職員数 |

| 有給職員の人数 |       | 2016 年 |        | 2006 年 |
|---------|-------|--------|--------|--------|
| 1       | 0 人   | 224    | 42.5%  | 26.6%  |
| 2       | 1 人   | 62     | 11.8%  | 13.6%  |
| 3       | 2 人   | 41     | 7.8%   | 9.8%   |
| 4       | 3 人   | 19     | 3.6%   | 4.3%   |
| 5       | 4 人   | 20     | 3.8%   | 6.0%   |
| 6       | 5 人以上 | 76     | 14.4%  | 6.0%   |
| 7       | 無回答   | 49     | 16.1%  | 33.7%  |
| 計       |       | 527    | 100.0% | 100.0% |

|     | 2016 年 | 2006 年 |
|-----|--------|--------|
| 平均値 | 2.74   | 1.65   |
| 中央値 | 0.00   | 1.00   |

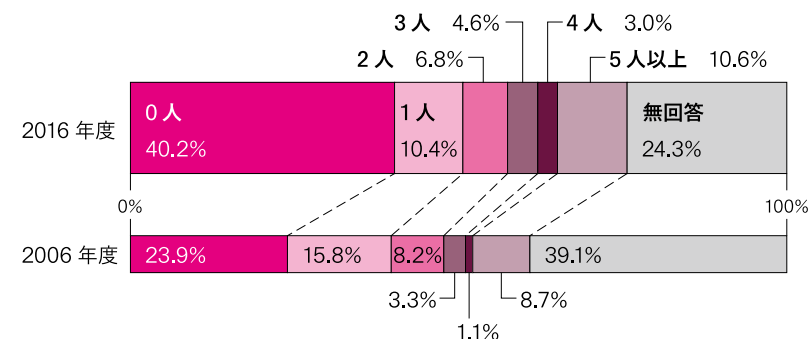


平均値は 2.74、中央値は 0 人。常勤の有給職員がいない法人が 42.5%、2 人以下が 60% 以上を占める。10 年前と比べて 5 人以上いる法人も 14.4% とのびているが、有給職員が 2 人以下の法人も約 50% から増えている。

## | II-4 b. 常勤職員のうち無給の職員数 |

| 無給職員の人数 |       | 2016 年 |        | 2006 年 |
|---------|-------|--------|--------|--------|
| 1       | 0 人   | 212    | 40.2%  | 23.9%  |
| 2       | 1 人   | 55     | 10.4%  | 15.8%  |
| 3       | 2 人   | 36     | 6.8%   | 8.2%   |
| 4       | 3 人   | 24     | 4.6%   | 3.3%   |
| 5       | 4 人   | 16     | 3.0%   | 1.1%   |
| 6       | 5 人以上 | 56     | 10.6%  | 8.7%   |
| 7       | 無回答   | 128    | 24.3%  | 39.1%  |
| 計       |       | 527    | 100.0% | 100.0% |

|     | 2016 年 | 2006 年 |
|-----|--------|--------|
| 平均値 | 2.23   | 1.90   |
| 中央値 | 0.00   | 1.00   |



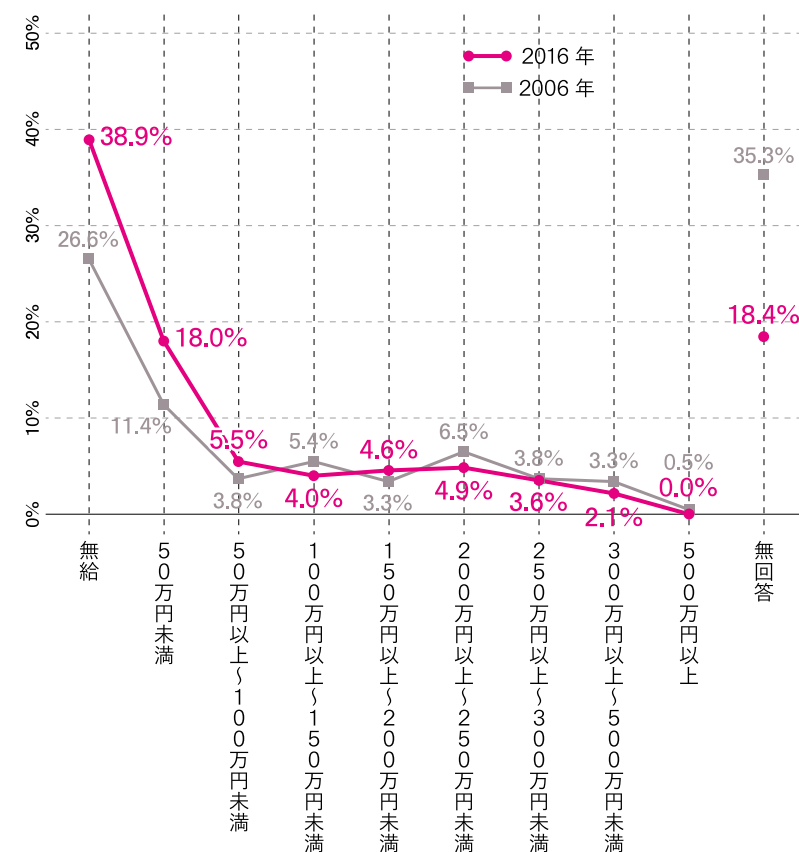
平均値は 2.23、中央値は 0 人。無給の常勤職員もいない法人が 40.2%、2 人以下が 60% 近くを占める。5 人以上いる法人も 3~4 人よりも多く 10.6% ある。ここでも 10 年前と比べて両極化がいちじるしい。

## | II-4 c. 給与の平均額 |

| 給与の平均額（年額） |                   | 2016 年     | 2006 年 |
|------------|-------------------|------------|--------|
| 1          | 50 万円未満           | 95 18.0%   | 11.4%  |
| 2          | 50 万円以上 100 万円未満  | 29 5.5%    | 3.8%   |
| 3          | 100 万円以上 150 万円未満 | 21 4.0%    | 5.4%   |
| 4          | 150 万円以上 200 万円未満 | 24 4.6%    | 3.3%   |
| 5          | 200 万円以上 250 万円未満 | 26 4.9%    | 6.5%   |
| 6          | 250 万円以上 300 万円未満 | 19 3.8%    | 3.8%   |
| 7          | 300 万円以上 500 万円未満 | 11 2.1%    | 3.3%   |
| 8          | 500 万円以上          | 0 0%       | 0.5%   |
| 9          | 無給                | 205 38.9%  | 26.6%  |
| 10         | 常勤有給職員数無回答        | — —        | 33.7%  |
| 11         | 給与の平均額無回答         | 97 18.4%   | 1.6%   |
| 計          |                   | 527 100.0% | 100.0% |

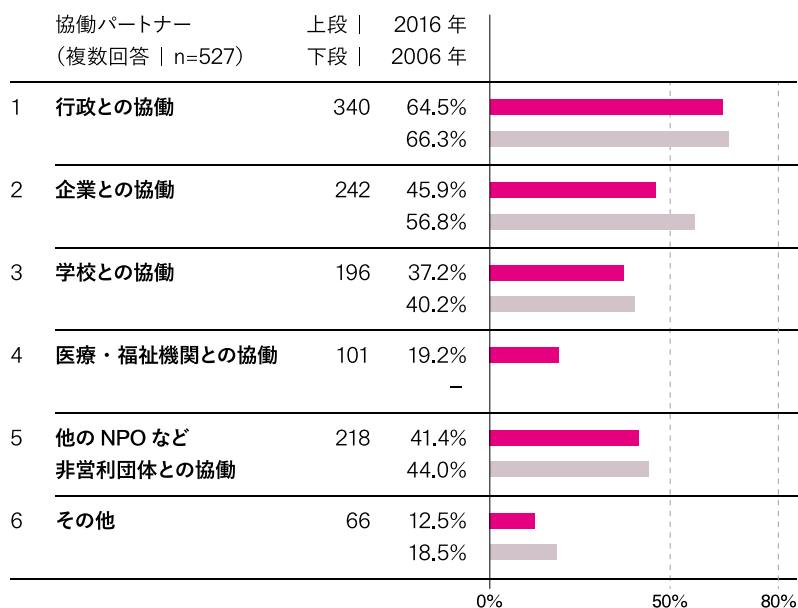
|     | 2016 年   | 2006 年 |
|-----|----------|--------|
| 平均値 | 136.8 万円 | 142 万円 |
| 中央値 | 114.8 万円 | 120 万円 |

\* 有給職員と無給職員の人数の計が、常勤職員の人数と整合していない回答が数多くあることに留意する必要がある。



平均値は 136.8 万円、中央値は 114.8 万円。無回答も多いが 40% 近くが無給と回答している。有給 225 件中 40% 以上が 50 万円未満、50% 以上が 100 万円未満である一方、200 万円以上も 25% 近くはある。しかし依然きわめて低いことに変わりはなく、10 年前からは 50 万円未満の割合がさらに増加して、平均値・中央値ともに低下している。

## | III-1 協働パートナー |

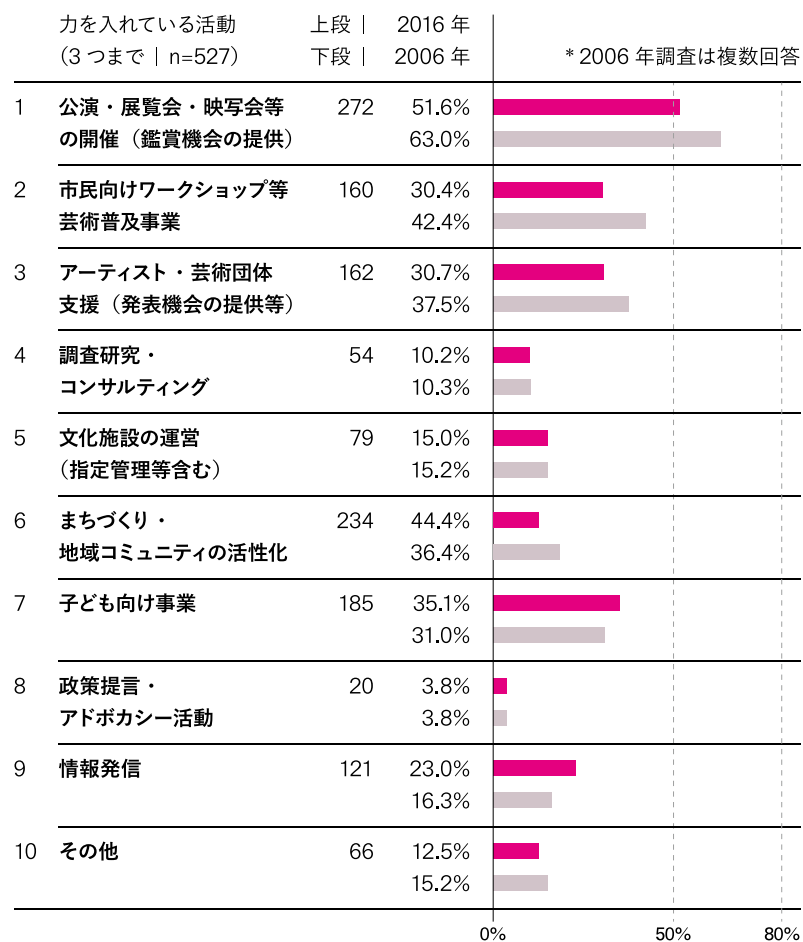


## \*「その他」の自由記述 (抜粋)

アーティスト / 職人 / 地域協議会 / 自治会・老人会等 / 財団・基金 / 児童関係施設 / 文化団体・任意団体等 / 警察 / 観光協会等 / 商店街 / 外国文化機関 / 青年会議所 / 商工会議所 / 社会福祉協議会 / マンション組合 / まちづくり団体 / 社会奉仕団体等 / 研究機関 / 法曹関係者 / 個人 / 協働はない

約 2/3 のアート NPO が行政との協働実績をもつ。企業との協働も半数近くのアート NPO が実績を有する。他の非営利団体などとの協働、学校との協働も 40% 前後ある。10 年前と比べると医療・福祉機関との協働がのびたが、その他の例に商工会・自治会・住民組織などがあげられる点もふくめて、大きな傾向には変わらないようである。

## | III-2 とくに力を入れている活動 |



「公演・展覧会・映写会」などの鑑賞機会の提供に力を入れているアート NPO が 50% 以上を占める。以下「まちづくり・地域コミュニティの活性化」と「子ども向け事業」がつづく。10 年前からは市民向けワークショップ等の芸術普及事業、アーティスト・芸術団体支援 (発表機会の提供など) が順位を落として入れ替わりがみられた。

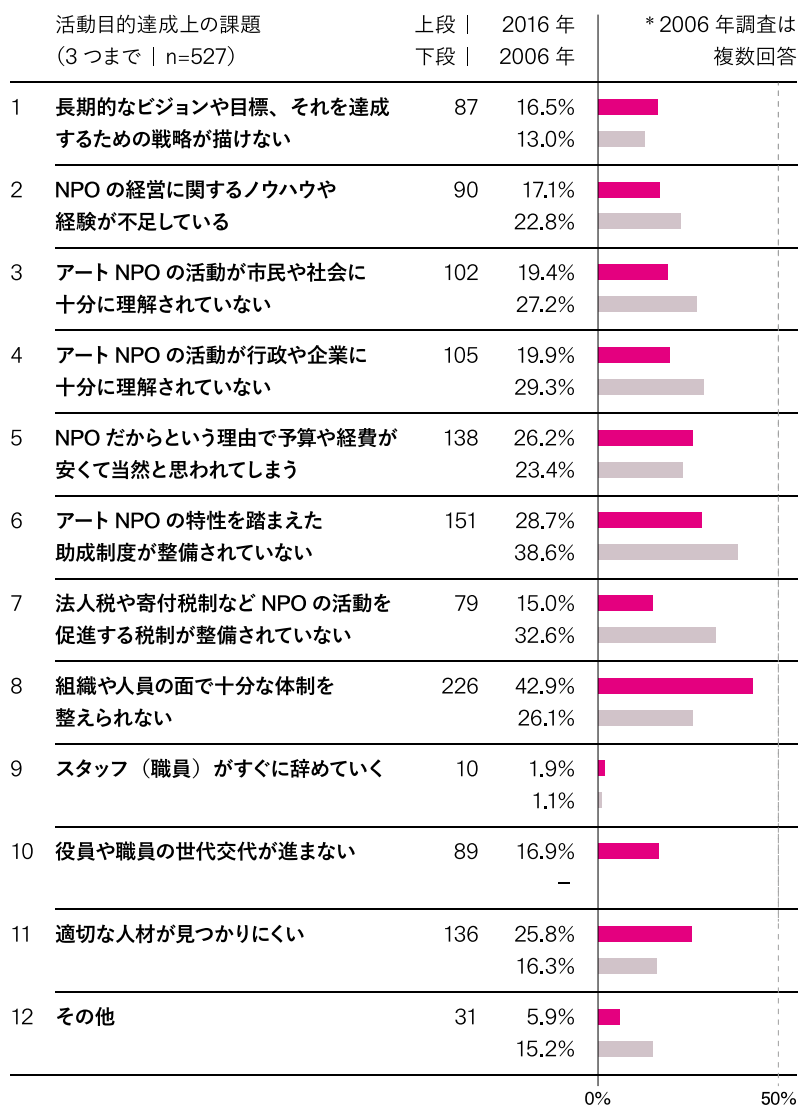
## | III-3 a. 活動を通じて構築したい社会 |

\*自由回答（一部抜粋・順不同）

クラシック音楽が特別なものに観られない社会 / 自由でありつつ、安心できるコミュニティの形成とその連携 / 地域でつながりを広げ安心できる子育てができる社会 / 障害ある人もゆたかに生活できるまちづくり / 社会や人間に対する深く鋭い視点と意識を持ち合わせた文化的な市民を育みそうした市民が主体となる社会の構築 / 市民が心豊かな暮らしや生きがいのある地域社会を創る / 芸術が育っていきやすい社会 芸術が人間にとって必要不可欠なものだということを認識する社会 それらによって幸福感を味わいながら生きていく人々が一層増え世界平和へとつながる社会 / 誰もが当たり前にはたらし暮らし、そして様々な活動ができること。/ 城塞史跡の保存、活用が図られる社会 / 障がいのある子どもたちが輝く社会 / 日本人、韓国人、在日韓国・朝鮮人が、互いに、両国の良質な伝統舞台芸術および現代舞台芸術に触れ、理解することによって、国家や民族の枠を越えた平和で親しみある関係を築いていきたい。/ 市民の発言力、自由力を高める市域の低いラジオ局活動を通して、自由平等な社会の構築を目指す。/ 情操・感性が豊かな人の多い社会 物を大切に使う社会 / 障がいのある人の感性（アート）の素晴らしさを広く発信し、共に生き生きとくらせる社会の構築を願っています。/ 障害者の有無・専門家であるなしに関わらない芸術活動支援を通して、創造的で多様な価値観を持ち支え合う社会の実現を目指しています。/ 子育て、子供教育やケアを大切にできる社会。アートを通じて異年齢、異世代交流を活発にし、社会全体が子ども、子育てへの関心と理解を深めることができるようにしたい。/ 建築やデザインの魅力を多くの人々に伝える事で福岡を豊かな感性が息づく都市にしたい。/ 誰もが当たり前に関わり暮らし、そして様々な活動ができること。/ 文化芸術により「住んで良かった」「これからも住み続けたい」と思えるまちづくりを進めること。/ アートが市民生活の中に根付き、アーティストがアーティストとして地域に存在できる社会。/ 音楽を通じて、地域住民が連帯し、支えあう社会をつくりたい。/ 各国のマンガ発展の手助けと国際平和に寄与できればと考えています。/ 市民主役の文化芸術活動を盛んにすること。多世代の共生。/ 文化が大切にされる社会。文化・芸術活動が尊重され、公的補助等が受け易い社会。/ 子ども達がゲーム機ばかりでなく、人と向かいあい考える力が育ちコミュニケーションをとれる社会です。/ 文化的体験活動を通して子ども自身が人とつながる機会や環境を作ること自分らしく生きられる社会を目指します。/ 生活環境にかかわらず、上質な演奏に直接ふれる機会、音楽を体験する機会を創出し、地方都市でも文化的に豊かな社会。/ NPO・ボランティア・地域活動などの県民の自主的・自立的な社会貢献活動を促進し、協働による地域づくりを実現する社会 / 子どもも大人も親子の枠をこえて、

異年齢・異世代と出会い、五感を総動員するような様々な体験を積み重ね豊かな人間関係を築けるような社会 / 市民が多様に“居場所”をもち、関わり合い、心豊かに、楽しみをもちながら暮らせる社会 / 子ども、青年が笑顔になれる社会 / 文化活動や社会教育活動の推進を図るとともに、芸術・文化との触れ合いや創造を通して、町民はもとより多くの人たちの活動に潤いと感動を提供し、豊かな地域社会の実現を目指す / 賑わいのある商店街、活力のあるコミュニティの形成を目指しています。そこではアートの触れる、生活にアートを取り入れることも含めて豊かな楽しい生活が送れる社会をイメージしています。/ 芸術・文化に関心をもつ（子どもから大人までの）県民（地域の人）によって構成される社会 / アンサンブル愛好家がいつでもどこでもアンサンブルが楽しめる社会 / 親も子も、豊かな心で、安定した子育てができる社会 / 高齢者が自己表現することで、社会参加する機会をふやしてゆける社会 / クラシックを聴く機会を提供し、文化芸術の香り高い社会の構築に貢献したい / 地域経済活性化を図り、地域に誇りを持ち、地元で生活できるような社会にしたい / 多世代交流を通し、どの年代でも生きやすい社会を構築していきたいです。/ 子どもが子どもらしく生きられる社会 / 多様性が受容される社会 / 地域の人々が、地域を思い、元気に活動する社会。/ 障碍のある人がその才能を発揮して活躍する社会。才能（芸術活動）を生かして自立と社会参加できる社会 / 日本の平和と繁栄に貢献したいと考えます。/ 子育て応援、地域福祉を実現できる社会の実現 / 障害のある子どもたちが、地域の中で笑顔あふれる生き生きとした生活が送れるような社会 / 音楽を通じてコミュニティの機会をつくったり、コンサートをすることで心のケアにつとめ、人が思いやりをもって過ごせる社会をつくっていききたい / 健全な心身と秩序ある社会 / 年齢、性別、障害の有無、文化の違いを超えて芸術を通じて成長し、他者を受容する機会を増やしていく。その結果、共生社会を実現する / 若者が老人に敬意を表する社会 / さまざまな価値観があり新しい表現が生まれる人間らしい社会 / 次世代育成により、地域の未来を作る人が豊富に存在する社会 / 世界平和 / 特になし / 空き家の数を減少させたい / 障がいのある児者とその家族も地域で安心して暮らせるための環境を作りたい。文化的活動等を通して、年齢や障害の有無にかかわらずその人らしく生きていける社会 / 瀬戸内の島々や四国を、先進的課題を抱えた近未来と考え、豊かさとは何か？を実感できる、地域社会を構築して行きたい / 言葉を大切に使う社会の構築 / 地域の多くの方々に、日頃触れ合うことの少ない文化や芸能に触れていただき、認知症の予防に繋がり、健康的な地域社会を作っていきたい / 小学生、中学生、高校生、大学生に至るまで各人が自分で考え発言し、行動するような若者を育てたい / 日本および染織文化の素晴らしさを知っていただき、各国との文化交流を図り豊かな社会を目指す / 日々に暮らしの中に豊かな文化がある社会 / 個人個人が自分の住む町を知り、自分が楽しさを求める社会

## | III-3 b. 活動目的を達成する上での課題 |



\*「その他」の自由記述（抜粋・回答者が特定される可能性がある部分のみ一部修正）

クラシック音楽演奏会がアマチュアを含めて多すぎる / 後継者、育成の為の実際の現場が少ない / 会員の意識の持ち方の問題 / 資金不足 / 発表会に対する助成が中心で、継続的な愛好家育成活動に対する評価が極めて低い / 文化芸術振興そのものに関する理解が行政、市民に浸透していない / 行政との協働においてスムーズな対応が得られない / 別にございません / 会員数は増やしておりますが、今後更に会員を増やし財源確立が必要です / 支援機関の体制が充分ではない / 皆が自分の仕事が忙しくなかなか集まらない / 活動休止状態 / 職員、会員の持つ特性を発揮できるようにしていきたい / アートは成果を評価しにくい（入場者数などの数字以外） / 財源不足 / 企業社員数及び個人社員が少しずつ減少している / マネジメントができる人材が少ない（プロでなく） / 活動のための時間をつくるのが難しい。そのために活動にスピード感が得られない / 資金調達が困難 / わからないままでもいい状態の魅力を明確に伝えることの難しさ / リーダー、仕切る人不足 / 事業運営・通常業務に追われ、経営基盤を整えるためのファンドレイジングに十分にあたれない / 高齢化し、会員の増大確保が困難 / 活動の拠点 / 多様な立場や考えを持った人たちがともに話し合うための機会や場を持つための訓練を重ねる場や機会が少い / 52 件ある北海道遺産の各地域における継続的で適切な人材の確保 / 3, 4 の認知が目標 / 銀行が融資に消極的 / 複数年に及ぶ継続事業における経費の確保 / 大きな課題はないように思う / 昨年 11 月に開設した施設の運営 / 法人内で課題を解決するのではなく、様々な機関との協力体制

まず「組織や人員の面で十分な体制を整えられない」が 42.9% と図抜けている。次に「アート NPO の特性を踏まえた助成制度が整備されていない」そして「NPO だからという理由で予算や経費が安くて当然と思われてしまう」とつづく。とくに「組織や人員の面で十分な体制を整えられない」は 10 年前から大きくのびており、人件費不足が大きな課題として浮上している。

## | III-3 c. 活動目的達成のための課題（自由回答） |

\* 活動を通じて構築したい社会の実現に向けた課題 | 自由回答（一部抜粋・順不同）

## | 社会的な理解の不足 |

- ・障がいのある子の生活は、社会全体で支援していくものである。文化や芸術が必要と認められはじめているが、絶対に必要であるとの認識がされていない
- ・アートによるまちづくりのアイデアはあるが、それが十分に社会全体に理解されていないと感じている
- ・NPO 活動のミッションが中々理解されていない
- ・NPO＝利益を出してはいけない、という誤った認識が社会にあるので、それを正さないと前へ進めない
- ・「わかりやすさ」が求められる社会において、「わからないこと」を「わかったことにしないこと、しかしわかろうとし続ける」ことの豊かさや深さについて人に伝えたいと考えているが、その魅力を伝えるためにはわかりやすさが必要であることにジレンマを感じる
- ・アートの概念が伝わっていないと感じる。アートとは日常の中に身近にあるもの、難しいものではないという認識をもらい、アートのすそ野を広げていきたいと考える
- ・気分障がい者を芸術の面でサポートしていく以前に気分障がい者の苦しさそのものに理解がありません
- ・活動を自己満足のために行っていると思われ、予算などが中々取ってもらえない
- ・邦楽（日本の古典音楽）に対する、理解が思うように進まない
- ・まだまだ NPO に対する市民の理解が進んでいないと感じることが多い
- ・「市のお金でやっている団体＝市役所の延長」的に考えている方も多い
- ・福祉労働者の賃金が低すぎる、社会や職員の人権感覚の低下
- ・地域の人や社会からは「支援する／される」人として私たちが見られていますが、そこをどう巻き込んで地域社会づくりにつなげていくか「福祉」の役割であり課題だと思いました
- ・芸術分野に関わる人たちは余裕があって活動しているように思われていますが、経済的裏付けがあって初めて活動できます
- ・アート NPO の社会における存在意義をより理解をしていただきたいと思います
- ・広い意味でアートをサポートするための活動つまりアートマネジメントや広報などの情報発信、アーカイブなどへの理解が国内では不足していると感じる
- ・多くの NPO 法人が休眠状態になってしまうのは、銀行融資が受けにくいからだと思います
- ・NPO＝ボランティアという固定概念が日本中に定着している

## | 地方や過疎地など人口の少ない地域での活動に関する課題 |

- ・人口の少ない地方では活動困難
- ・地域からの若年者流失が止まらない
- ・活動の拠点が県下の地方都市であるため、国はもちろんのこと、県の施策においても光が当たらない状況
- ・地域の中で多くの来場者を見込めない
- ・限界集落で若者が少なく、一人で地域を運営していく役目をいくつも持たないといけな地域で、一人一役を担ってもらえる意識改革が必要と思っています。
- ・プロのアーティストを招くには経費が必要で、地域で専門性のある人は少なく、広げていくには戦略が必要と思います
- ・地方町村という地域事情は否めないが、芸術の値段、はその表現者の人生背景があつてのものであるにもかかわらず、「できることをしてもらっただけ」という受け手の無理解は、受益者負担の金額設定の妨げになる

## | 行政や企業に関する課題 |

- ・行政との協働よりも事業委託の方が進めやすいが、行政と長期的ビジョンの共有を得ることが困難
- ・首長の文化振興の理解度によって文化行政が左右される
- ・当地の首長は文化振興に対して、今ひとつ積極性に欠ける
- ・長期的なビジョン、目標を達成するためには、安定的な行政や企業などとの協働が不可欠です
- ・協働の意味が十分に理解されていない
- ・行政の補助機関のようにとらえられている傾向がある
- ・行政は、本来行政が担うべき福祉などの分野を肩代わりするが、アート NPO の取り組みに対しては、受益者負担を求める
- ・行政・企業も文化の理解が足りない。すぐに結果の出ない活動に補助はしない
- ・NPO 運営にもっと行政から助成してほしい（例えばホールの無料利用など）
- ・伝統芸能舞踊と伝統郷土舞踊との価値観やとらえ方がバラバラということです。行政は特に右へ習え！が一般的なもので、知ろうとしない前例ありきです
- ・行政との協働がうまく進んでいるとは言えない。NPO への理解が相変わらず進んでいないことが原因ではないかを感じる
- ・お金の事に関する自治体も住民も消極的になり、新しい企画が進み難い
- ・地域づくり活動について、行政側の職員がもっと積極的に関わって欲しい
- ・NPO＝ボランティアのイメージが未だにあり。行政と一般企業との経費の差は驚く程

## ｜ 助成金制度に関する課題 ｜

- ・ 行政の助成制度の不備（収益をあげられない）
- ・ 事業助成に職員給与、家賃等を含めるべき
- ・ 団体助成がない
- ・ 助成金で組織維持費としてつかえるものがない
- ・ 人件費として使える助成金、活動費が少ない
- ・ 各種助成金を利用して活動を行っているが、内部の人間には謝金が出ない場合も多く、書類作成も煩雑で事務処理に追われ、本来のミッションに力を注ぐことが困難である
- ・ 収入の 7 割を助成金、協賛金等で賄っているが、これらは短期的な目的の限られた資金であり、長期的な戦略を立てる際に、確実な長期的資金の保証がないことが厳しい
- ・ 特に人件費を担保できるような助成制度が極めて少なく、現状は、皆手弁当での活動になってしまっている
- ・ 事業は公共性が高くても、収益事業化できるものばかりではない（ほとんどが非営利・非収益事業）ことから財務基盤の整備が難しく、未だに助成金・補助金依存型である
- ・ 単年度ごとの決定であるため、具体的な年度を超えた規模の設計が難しい
- ・ どの助成金もほとんど自己負担が 2 分の 1 や 3 分の 1 です、これではとても活用できません
- ・ 過去に助成を何度か申請したが、5 万円と少額な上に収支報告など事務作業があまりに多く、現在は断念している状態です
- ・ スタッフへ支払う人件費は、助成金からは保障されず、いまだにボランティアや手弁当の状況になっています
- ・ 公共の助成の多くは、1 回のイベントへの助成で、継続的なもの年度を越えて行われるものへの助成申請のシステムが少ない
- ・ 単年度助成ではなく、複数年にわたる助成制度を設けてほしい
- ・ 助成金などはほぼ必ずとっていいほど、自己負担金の計上が必要となってくる。企画を実現するために多数の助成金を取ることになるわけだが、同時に自己負担金もかさむことになり、その分の資金繰りに苦労することになっている
- ・ 職員雇用に関する助成金を整備して欲しい
- ・ ソフト事業なので、経費は認められないと言われる。パソコン等機器の償却、事務所経費など持ち出しで事業をやればやるほど赤字になって団体が維持できなくなっていく
- ・ 行政の助成が当地では、観光客や経済の活性化などに割り当てられているが、文化芸術活動には、制限があり対象外になってしまう
- ・ 組織マネジメントにおける助成制度があると良いかと思います
- ・ 5 年、10 年の継続事業となると、ほとんど助成・補助システムがない

## ｜ 評価に関する課題 ｜

- ・ 受益対象者の人数、イベントの規模や回数など「数」の評価が優先されることのないような基本姿勢を保ってほしい
- ・ 室内楽分野の活動に対する社会的な評価が低い
- ・ 目先の結果が見えることへの出費や時間の使い方に偏りすぎている
- ・ 価値が明白にみえないアートやその取り組みに対し、その志を評価し寛容な助成制度があれば、もっと活発な取り組みが全国に広がっていくのではないだろうか

## ｜ 組織運営に関する課題 ｜

- ・ 長期ビジョンが描けない
- ・ 運営体制や事業内容の見直しが必要
- ・ 認定 NPO 法人になりアピール力は増進したが、行政への報告義務が非常に負担
- ・ NPO のかかげるミッションを具現化する事業を次々と生み出していくことが大切
- ・ 人材面、資金面などの課題が多く、NPO 法人としての活動の持続可能性をどのように保つかに苦心
- ・ 事業を行っているため多忙になり、若い役員や会員とミッションを丁寧に話し合ったり、ビジョンを描いたりすることができていません
- ・ NPO 運営のノウハウ不足により NPO 維持に多くの労力が使われている
- ・ NPO というところに胡座をかいて、経営や戦略についてきちんと進められる人材やノウハウがないことは大きな課題です
- ・ PR 力の不足
- ・ 活動対象になる相手があってもアピール不足で反応がうすい
- ・ 自己努力がまだまだ足りないです

## ｜ 設立初期の課題 ｜

- ・ まだはじめたばかりで、なかなか行政や税制のこと等への理解ができていない。アート NPO についてもっと知りたい
- ・ そもそも NPO で出来ることを知らなかったり、知識が不足している人が多いです。
- ・ 経営に関しては手探り状態 はじまったばかりの NPO でもあり、アドバイスをどこに聞いたらいいか、そもそも経理など「こんな流れでいいのか？」と思っている

## ｜ 資金調達や財政基盤に関する課題 ｜

- ・ ファンドレイジングと組織運営力の強化
- ・ 寄付金、会費に頼っている部分が多く景気に左右されやすく、楽団運営に支障
- ・ 安定した活動を継続して行うための組織基盤を支える資金を得られるようにしたい
- ・ 会費に頼らない経営を目指したいが、会費が減ることで体力が落ちる
- ・ 地域やまちが活性化した「成果」に見合う報酬を得る方策が無い
- ・ 活動を展開すればするほど予算的に赤字となるため、広がりに欠けてしまう
- ・ 資金源となる収益活動と、本来やりたい純粋な法人固有の活動のバランスが難しい
- ・ NPO 法人として、本来やりたいことは、お金になりにくい
- ・ 営業戦略が描けなく、営業時間が中々取れない
- ・ 音楽を題材とした活動を収益化することが難しいことを特に強く課題に感じています

## ｜ 税制に関する課題 ｜

- ・ NPO 法と法人税法の考え方の違いが混乱をまねいている
- ・ NPO が順当に稼働するまで 2・3 年位は無税にして頂ければ有難い
- ・ 1.NPO 法人に対する法人税の減免又は撤廃する 2.NPO 法人に対する事業税の減免又は撤廃する 3.NPO 法人に対する固定資産税の撤廃を
- ・ 非営利活動である NPO 法人に対する税制上の優遇処置について抜本的な制度改革が待たれます 特に寄附行為に行為に関する控除処置は認定 NPO に限られていることさらに財産等の取得に関する税制上の優遇がなされておらず、法人の負担が生じている
- ・ NPO でも規模は大きな差があり、特に零細のグループに税の軽減を図って欲しい
- ・ NPO を維持するためには、収益事業だからといって法人税を課すことに疑問です
- ・ 小さな NPO に対しての税制処置
- ・ 収益事業にあたらぬ範囲を広げてほしい

## ｜ 指定管理者制度に関する課題 ｜

- ・ 指定管理者としては役所の囑託、臨職相当の件費しか見積もられないところに制度の限界を感じています
- ・ 予算の大半を占める行政からの指定管理料が5年毎の更新のため、長期的計画を大変立てづらい状況にある
- ・ 指定管理事業を受託している立場のため、行政から、地元優先の求人、地域団体との連携を強く求められ、求人や活動のエリアが狭められている感がある
- ・ 自主的な活動を推奨しているにも関わらず、収益のストックができないため、戦略的な事業展開ができないでいる

## ｜ 人材に関する課題 ｜

- ・ ボランティア人員を集めるのが困難
- ・ 発達障害に理解のある意識の高い人材が見つかりにくい
- ・ アートに適切な人材でも、精神障害にも理解のある両面を兼ね揃えた人材の育成に時間がかかる
- ・ 指導者不足を痛感している
- ・ 多くの人は目標については語られるが、達成するための人材、資金調達については汗を流す人は少ない
- ・ 適切な人材やスタッフを確保しようとしても人件費を払うだけの財源がない
- ・ 収益が十分ではなく、業務の量が年々増加するもののスタッフには、仕事に見合った給与を支払うことができていない
- ・ 障がいを持つ児童に対してのアート活動を行っているため、特性を生かした指導をできる人材が見つからない
- ・ コンテンツファーストへの進行が制作者や消費者の裾野を広げた半面、草の根の「支え手」を不足させる要因となっているように感じます
- ・ 国際的人材はいない
- ・ NPO 活動に多くの時間を取れる人材が必要だと感じている
- ・ 漫画家によって構成されている団体のため、組織運営や、社会への働きかけ等のノウハウを持っている人材にかける
- ・ 本会が必要とするスキルを身につけた人材であるか否かの見極めが難しい。
- ・ NPO 活動について理解している人材が少ない。
- ・ 活動できるのが時間の余裕があるシルバー世代にかぎられる。
- ・ 安定した財政基盤が確保できないために、知識・技術に見合った給与を支払うことが難しい

## ｜ 組織の高齢化に関する課題 ｜

- ・ NPO 会員の高齢化。無給の奉仕活動であり、後継者づくりも難しい
- ・ 世代交代が進まないため、組織がマンネリ化していく事が問題
- ・ 設立当初の熱い思いもトーンダウンしていき、メンバーも抜け、高齢化してきている
- ・ 任意団体からスタートし 40 年ですが、世代交代が年々困難になってきた
- ・ すべての業務で後継者が育っていないことが問題
- ・ 会員を含め参加者の高齢化が進んでいるのが状況
- ・ スタッフの高齢化の問題は毎年の社員総会でも議題にあがっている
- ・ 次世代に対応していく人材の確保が難しい

## | その他の課題 |

- ・ NPO に法人化したがる、運営上の特典が見い出せない
- ・ イベントや会議のために過密スケジュールになっている
- ・ アートという言い方が理解されにくい原因ではないか
- ・ 高齢化社会に対応した組織のあり方、活動内容を計画的、組織的に考える必要がある
- ・ 障がい者が自らの意思を伝え、実現していくには彼らが社会的自立ができるだけの収入を得ることが必要で、社会が支援することが理解されると思う
- ・ 世の中にゆとりがなくなり、若い人は観劇したくとも、労働条件が厳しい
- ・ NPO 法人が文化芸術活動を実施していく上でのノウハウをどう学んだらいいかわからない
- ・ 本当に困っている人たちというのは、でてこれないので、そこにアートがアプローチするのは本当に難しく、行政とか地域とかの連携を考えたい
- ・ 行政からの丸投げ的な形で、訳も分からず NPO を組織し、受託したので、働いている皆さんも戸惑いを感じながら日々過ごしている
- ・ 良い作品は、必ずと言っていいほど著作権や独占公演権などがあり、良い作品を身近な形で、町の方々に提供しにくい 相談できる機関 NPO であると本当に助かる
- ・ 実演芸術をやる側に公共性への意識や、社会とどうつながるかの意識が希薄と思う
- ・ 芸術文化分野の中間支援組織が圧倒的に不足している
- ・ 利益を追求する企業と違い、企業間での切磋琢磨のようなものが NPO にはあまりないように感じ、NPO 間で温度差があるように思うときがある
- ・ 世間一般的に「NPO」＝「ボランティア活動」というイメージが強い
- ・ NPO を隠れ蓑にして違法行為を行うような一部の悪質な団体によって、事業収益を上げることがまるで悪いことのようなイメージまで広まりつつある

## | 特に課題はない、他 |

- ・ 特になし
- ・ あせらず身の丈にあった活動を続けていきたい
- ・ 課題は結局自分たちで解決していくしかない
- ・ 独自で出来る範囲のことだけやっている
- ・ すぐには環境変化は期待できないが、日常活動の中でその解決に向け努力していきたい
- ・ 時間がかかるかもしれないが、着実に実現に向けた活動をしていきたい
- ・ 課題はあるものの、実際のところ「現在の状況の中で、できる範囲のことを行う」という方針で組織を運営しているので、現状には概ね満足している
- ・ 課題を解決する事自体が、NPO の活動なので、ほとんどの課題は解決できている

## | III-3 d. 運営課題や文化政策に関する意見等（自由回答）

\* その他、運営上の課題や文化政策に関する意見、自由回答（一部抜粋・順不同）

## | その他、運営上の課題 |

- ・ 地方ではアートに触れる機会が少ないが、その土地特有のものがある その特徴や特性を活かして地方から発信できることを広げていきたいと考える
- ・ 芸術活動をおこなう障がい者施設を運営しているが、「福祉」から「文化」への周囲の理解が課題

## | その他、助成制度上の課題 |

- ・ 助成申請がおりてからでは公演準備期間として不十分でして、おりるかわからない頃から公演を決定させ進めていかねばならず苦しいところ

## | その他、文化政策に関する意見 |

- ・ 文化・芸術と社会との中間支援を担う組織や活動をいかに持続可能とするか、文化政策からのアプローチも必要ではないか
- ・ 地域の実状に立脚した文化政策が基本
- ・ 伝統文化振興について、国、地方自治体の取り組みが弱い
- ・ 文化財等にかかる法的規制の緩和と資金援助を望む
- ・ 地域においては、特に文化的活動の専門家、コーディネーターが少ないため、発言力、発進力が極端に乏しいと感じている
- ・ 国の施策、文化庁の事業は次世代を見据えたすばらしいものであると感じるが、意向が県や市まで浸透していなくて、職員が理解していないのではと感じることが多くある
- ・ 域、地域によって事業も課題も異なるため、日本全国一律に考えることそのものがおかしいと感じている
- ・ 文化予算を地域での文化創出を担う人材の雇用に充てることで、都市集中型ではなく多様な地域アートマネジメント人材の育成と文化の多様化が図られると考える
- ・ クリエーターだけでなく、青少年向けの政策が乏しく感じる

## | その他、本調査に関する意見 |

- ・ こういった調査活動が、調査でおわっていかないか。それだけが活動ではあまりに貧しい。現在 NPO がらみで送られてくる資料ではアンケートに関係するものが極めて多い。形式にながれているのではといわれても仕方ないものがあるように思える

## 分析結果のまとめ、あるいは10年の軌跡

櫻田 和也

内閣府の統計情報によると、NPO 法人の認証数は2007年に3万を超え、2015年には5万に達している。このうち、定款に「学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」掲げる法人数も9,224（2006年）から18,269（2016年）へと、ほぼ倍増した。これにともない調査対象となるアート NPO の総数も、10年前の1,742から4,272に大きく増加したが、幸い前回以上の有効回答率を得ることができた。以下では、今回の集計結果を、内閣府「特定非営利活動法人に関する実態調査」（2015年）によるNPO一般の概況と簡単に比較しておきたい。

それによるとNPO一般の社員数は平均53.2（中央値17）人、アート NPO も大きくは変わらない規模である。しかしNPO一般の職員数をみると平均16.1（中央値7）人、常勤の有給職員数にしても平均7.3（中央値3）人であるから、アート NPO の場合にはきわめて少人数の職員に支えられていることが分かる。もっともNPO一般においても有給職員のいない法人が20%以上を占めるとはいえ、アート NPO の場合にはそれが40%以上、また10年前からその割合が増大しつつきているのは憂慮すべき事態である。

つぎにNPO一般の法人の総収益をみると平均4803万（中央値2085万円）であり、これは内閣府「市民活動団体基本調査」（2005年）による2147万円から、この10年で約倍増している。アート NPO の場合にも3000万円以上が数%増加した点にみられるように、この10年で少なくとも平均値はそれに近い伸び率をみせた。前回調査時にはなかった大規模法人を抽出したところ、おそらくは法改正以降、年間収支が億円単位となるオーケストラや映画祭、あるいは数千万円規模の地域団体などがNPO法人化したことの影響が大きいように見受けられる。

法人規模の両極化、そうであるには違いない。しかし反対に100万円未満の法人数をみれば、こちらの方が大きく増加しているのであり、アート NPO の25%（0円法人を合わせると35%）以上が100万円未満、実に55%以上が500万円未満の経常収益で運営している。これに対してNPO一般における500万円以下の割合は25%以下、100万円以下となると10%少々に過ぎない。NPO一般において主力をなしている数千万円規模の法人はむしろ少なく、零細法人こそアート NPO の大半を占めているのだ。その帰結が、平均1721万円に対する中央値198万円という大きな乖離、そして10年前からのさらなる格差拡大（平均値の上昇にもかかわらず低下する中央値）に他ならない。

中央値とは、定義上ちょうど半数がそれ以下であることを意味するから、法人収入がこれでは職員給与が低下するのみなかば必然的なことであるだろう。有給職員の過半数が年収100万円未満（75%以上が200万円未満）とは10年前にも増して厳しい結果であるから、私たちは再び同じ言葉をもって結ばざるをえないだろうか？

「継続的な事業展開には専任職員の定着が不可欠であるが、アート NPO の専従として安定した生活をおくることは困難だといえる」——しかし畏怖すべきことは、この給与水準のまま常勤職員として10年以上働きつづけてきた方々が少なからずおられるという現実である。

大澤 寅雄

×

樋口 貞幸

NPO 法人アート NPO リンク理事

アート・アドミニストレーター

## 対話：アート NPO の 運営実態調査によせて

樋口貞幸（以下、H） | アート NPO リンクは、2006 年からアート NPO 法人の実態調査を実施していますが、ここ数年「組織の高齢化」「世代交代がうまくいかない」という意見が増えてきました。なかでも 2000 年代初頭に法人化した団体から、異口同音に聞かれるようになってきました。経験豊富な団体がいま、組織運営において岐路に立たされていると感じます。世代交代が進まないという話は、NPO のみならず、自治会や組合、消防団をはじめあちこちで聞かれますよね。大澤さんは地元の消防団にも所属しておられるそうですが、これは日本における非営利型組織の典型的な傾向なのでしょうか。

大澤寅雄（以下、O） | NPO 法人は、1998 年に法制度が誕生してからの歴史がまだ短いとは言えるでしょうね。現時点では、組織としての新陳代謝が循環するまでの時間が蓄積されていない法人が多いでしょう。NPO の創設者の、組織や事業を立ち上げるためのモチベーションも実際の労力も大きかったはずですが、それを持続可能にするために若い世代が新たに加わり、世代のバランスを維持していくことは、また別の困難に直面しているのではない

かと思います。

また、同じ非営利組織でも、自治会や消防団といった組織と NPO 法人は、基本的な性格も社会的な役割も違うので、高齢化や世代交代といった課題の要因が必ずしも同じではないと思います。ただ、大きな視野でみると、日本が超高齢社会や人口減少という局面を迎える中で、非営利型組織に社会から求められる役割と、組織自体も抱える高齢化や若手の人材不足という問題との狭間で、ジレンマに直面している点は共通しているのかもしれない。

H | NPO という社会参画の仕組みが、地方自治・住民自治を体現するものとして誕生したところをみると、自治会などとも性質は近いものがあると感じていましたが、なるほど組織の高齢化という話が出はじめているのは、NPO という存在がついにその壁にぶち当たったということなんですね。

2016 年にマレーシアのジョージタウンで開かれた「アジアのコミュニティ・エンゲージド・アート」をテーマとする会議に参加した際、日本でコミュニティを対象としたアートプロジェクトがとりわけ 2000 年以降顕著にみられるようになった背景として、NPO の誕生と、超高齢社会における地方の衰退や過疎化といった社会課題を説明しましたが、少子化・高齢化という課題は東南アジアではあまりピンとこないんですね。日本の年齢の中央値は 46 歳を超え世界最高齢ですが、東南アジアは年齢の中央値が 20 代半ばとたいへん若い<sup>1</sup>。もちろん、NPO/NGO によるアートプロジェクトが社会課題と無縁ではないことは共通理解を得られるのですが、高齢化による社会課題は共有困難だった。

いずれにしろ世界的に例のない早さで超高齢社会に突入したこの国で、いかなる組織も高齢化とは無縁ではいられない。今回のアート NPO 法人を対象にした調査でも明らかに、アート NPO の職員に限ってみると、特に給与所得の面で若い働き盛り世代が参入しにくいのではないかと感じます。

O | たしかに、東南アジアでの経済成長や人口増加が顕著な国々に比べて、高齢化、人口減少、経済の衰退といった日本の状況は非常に対照的だと思います。東南アジアと日本では、例えば「格差社会」といった社会課題は大きな視野でみればどちらにも存在するけれども、その問題の背景や要因は大きく違っているんじゃないでしょうか。アートプロジェクトが社会課題にコミットすること

は、日本に限らず世界的に認識が広がっているものの、それぞれの国や地域の社会課題に対するアプローチの仕方は異なっていますし、そのアプローチの多様性こそがアートに求められているのではないかと、また、非営利の組織だからこそ、そうした活動の担い手となって相互協力やネットワークを形成できるのではないかと思います。

しかし、先に言われたとおり、組織の高齢化の問題と同時に、若い世代の担い手が安心して働き続ける環境が整っていないという問題は、今回の調査からも、深刻かつ切実だと感じました。現状では、日本のアート NPO は、若い世代が不安を感じずに働くことができる雇用や労働環境とは決して言えない状況です。

**H | NPO がコミュニティや地域活性化とともに、社会課題の解決や労働をはじめとする日常生活のあり様についても提案していく役割を標榜してきたことを思うと、当の NPO の新陳代謝の鈍さはどうにも気がかりです。**

それでは、本調査結果から考えてみたいと思います。調査分析を担当頂いた櫻田和也氏は、組織の規模に関して、役員数、社員数ともに 10 年前と比べて全体的にやや小規模化傾向がみられ、法人収益にいたっては、平均値は増加したもののその中央値は大きく減少しており、職員の給与についても下降していると指摘されています。他方、職員数の内訳をみると、5 人以上常勤職員がいると回答した法人の割合が 2006 年は 6.0% であったのに対し、今回は 15.7% へと 9.7 ポイントも変化をみせています。

**O | 調査対象となる母集団が、2006 年（1,742）に比べて 2016 年（4,272）と 10 年間で大幅に増えていることに留意しつつですが、全体のバランスとしては、法人の総収益や常勤職員数といった面で、縮小と拡大に傾向が分かれましたね。縮小傾向に着目すると、日常的に業務に従事する常勤職員数が「0 人」の回答割合が、2006 年では 4 件に 1 件（25.0%）だったのが、2016 年は 3 件に 1 件を超えた（34.9%）割合となっていて、10 年間の推移で浮上した大きな課題だと感じます。アンケートでは、選択肢を提示して「活動目的を達成する上での課題」を聞いていますが、「組織や人員の面で十分な体制を整えられない」が、2006 年（26.1%）と 2016 年（42.9%）で 16.8 ポイン**

トも増加<sup>2</sup>しています。実は、私どもアート NPO リンクも御多分に洩れず、常勤職員は無給であっても 0 人で、10 年前と同じ状況なので他人事ではありません。

その一方で、総収益が「3000 万円以上」、常勤職員「5 人以上」といった最上位の選択肢の回答が 10 年前に比べて増えていて、拡大傾向の組織があることも調査からわかったことです。持続可能な組織に成熟していくためには何が必要なのか、今後も注視していきたいと思います。

**H | 組織規模の変化は、母集団が増えているという点に加え、今回の調査ではみえませんが社会や CSR<sup>3</sup> のトレンドの変化も指摘できると思います。例えば、2016 年あたりから 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の「文化プログラム<sup>4</sup>」に向け企業のメセナ事業の再編が起こっているという声も聞かれるようになりました。NPO というものが、時代の潮流と無縁ではいられないことをひしひしと感じます。**

ある意味で創成期ブームが終わり、NPO が青年期を迎えようとしているのかもしれません。

**O | NPO の創成期を象徴したのが、2010 年の民主党の鳩山内閣での「新しい公共」という言葉でしたが、現在は聞かれなくなりました。非営利活動が主たる目的でも、設立事務が簡便な一般社団や合同会社（LLC）などの法人格で、公益性と収益性の両面を追求するケースも現れています。そこに 2020 年に向けて、文化政策や企業メセナに変化が起きている。そうした背景の中で、創成期を経たアート NPO は、悩みを抱えつつ心身両面の成長と自立を求められ青年期を迎えているのかもしれない。**

**H | 自立ということでは、キャパシティビルディングと資金調達が関わってきますね。助成金の審査委員を務めさせていただくことがありますが、申請書類のレベルは年を追うごとにあがっていくので、3 年目にもなると、新規団体の参入は相当難しいと実感します。新しく設立される法人が、青年期を迎えた経験豊富な NPO とパートナーを組みながら力をつけていくという、実践的なキャパシティビルディングが試みられるようになるといいですね。本調査でインタビューした NPO 法人ジャパン・コンテンポラリーダンス・ネットワーク（JCDN）は、地**

域の NPO と協働するなかで JCDN が長年培ってきたマネジメントスキルを実践を通じて伝えているという側面もみられます。

O | JCDN のように、事業の協働相手として、セクターを越えてパートナーを広げ、増やしていくことは、JCDN 自身だけでなく他の NPO にとっても、成長や自立に向けた道筋を共有する貴重な実践だと思います。また、認定 NPO 法人クリエイティブサポートレッツのインタビューでは、助成金や受託事業で組織を支えながら、事業単位でスタッフの契約を完結させずに雇用を持続してきたことで、組織のキャパシティビルディングにつなげていました。

JCDN もクリエイティブサポートレッツも、決して順風満帆で安定的に成長してきたわけではなく、荒波を乗り越えながら現在があると感じました。この先のアート NPO のパートナーとして新たな可能性を私が感じているのは、地域アーツカウンシルです。東京、大阪、沖縄、それに続く地域アーツカウンシルがこの先も誕生しつつあります。今回のアンケート調査の自由記述の中では、依然として行政の文化振興に対する無理解や、行政との協働の難しさを訴える声、文化事業の助成金や評価に対する意見が散見されますが、地域アーツカウンシルがこうしたアート NPO の声に向き合い、新しいパートナーとなっていく可能性はあるでしょうか。

H | 協働可能だと信じていますが、地域アーツカウンシルが「アート NPO の声に向き合い」相互に深い関係を築くには、実はシンクタンク機能が《要》になるのではないかと考えています。アーツカウンシルとはなにかという議論は別に譲る<sup>5</sup>として、唐突に聞こえるかもしれませんが、これは私が NPO の中間支援の立場で政策提言に取り組んできた経験と、現在地域アーツカウンシルに関わっている立場から思うことです。

これまで、全国アート NPO フォーラムでの議論やこうした調査を通じて寄せられた「声」をもとに、文化庁や地方公共団体などに提言をしてきましたが、こうした提言活動は、広く社会にも向けています<sup>6</sup>。これを「アドボカシー」とも呼びますが、社会変革を促すうえで、実践活動と並び、NPO の重要な役割だと思います。アート NPO から話題は少し逸れますが、最近のアドボカシー活動でもっとも重要かつ実践的なものは、LGBTQ<sup>7</sup> のパートナーシップ制度では

ないでしょうか。婚姻の自由は、憲法に定められた基本的人権の一つ<sup>8</sup>ですから国レベルの話です。しかし、このうねりは、地方から始まった。渋谷区や世田谷区、伊賀市、宝塚市、那覇市といった基礎自治体がまず動き、ついに政令指定都市である札幌市でも施行される見通しです。アート NPO によるアドボカシー活動が、この運動から学ぶべきことは多々あると感じます。特に着目したい点は、地方から変革が始まったことと当事者／非当事者の垣根を超える「アライ (Ally)」という存在です。つまり、少数であっても自分たちの住む地域から「声」を発し、共鳴する人々とともに大きな「声」にしていこう。

O | シンクタンク機能とアドボカシーの必要性は、おっしゃる通りだと思います。アート NPO の活動環境を変えていくためだけでなく、社会そのものを変えていくためには、個別のアート NPO の取り組みだけでなく、連携しながら声をあげ、対話を広げていかなければならないですね。

そのための方法を LGBTQ の権利運動から学ぶ点も多いという話ですが、昨年 12 月に、アート NPO リンクの理事で京都精華大学准教授の山田創平さんとお話する機会があり、差別や人権をめぐる問題において、例えば異性愛と同性愛、健常者と障がい者といった区別を、対等な「二項対立」として捉えるのか、権力関係が働く「中心と周縁」<sup>9</sup>として捉えるのかによって、問題の構造はまったく違ってくるという話を伺いました。また、「中心と周縁」という構造下で状況を変えていくためには、中心に対して周縁が貢献するという振る舞いだけでなく、構造そのものに対して異議申し立てをするために周縁にいる個々が連帯していくことが、権利獲得には必要だという話にも発展しました。そこでの話はゲイの権利獲得運動だったのですが、アートと社会の関係性を考える上でも非常に参考になると思いました。例えば、「アート」とさまざまな「社会課題」、「国（あるいは東京）」と「地方」の関係、「行政」や「企業」と「NPO」との関係について語るときに、その関係性は二項対立なのか、それとも中心と周縁なのか、その構造そのものを変えていくためには、どう振る舞うべきか、ということを考えました。

H | 非常に重要な問いですね。話を協働可能性に引き寄せます。地域アーツカウンシルが「アート NPO の声に向き合う」ためには、そもそも地域で活動す

るアート NPO 自身がしっかりと「声」を発し、そこに共感する多様な人々を巻き込むことが肝要です。地域アーツカウンシルには、地域で活動するアート実践者の声にもならないつぶやきに耳を傾け、それら諸活動をエンパワーしていく必要があると思いますが、やはり基本は NPO の側が自ら声を出し続けるべきだと思っています。そして、その発せられた「声」をしっかり受け止め、エビデンス（証左）をもとに文化政策に接続していくのが地域アーツカウンシルです。しかし、今回の調査でアドボカシーに力を入れているアート NPO 法人は 3.8% と、2006 年度調査とその比率自体は変わっていないことが明らかになりました。

残念なことに、地域アーツカウンシルは、まだシンクタンクとしての機能は貧弱であると言わざるを得ない。例えば、日本の創造都市論でよく引き合いに出されるリチャード・フロリダの提唱した「ボヘミアン＝ゲイ指数」がありますよね。創造都市に関するセミナーなどでゲイ指数に触れて話されるとき、その語られ方は差別的で新たな社会規範を生み出しかねないと感じることがあります。ゲイの人たちは美的センスが高くクリエイティブである、そうしたゲイの人たちを呼び込む都市というのは寛容性が高い云々という言い方に集約されて語られるわけですが、象徴的に取り上げられる都市のひとつであるサンフランシスコでさえ現在までずっと社会の多様性と寛容性を訴え、LGBTQ の人権をかけた戦いを続けているのに、ゲイ指数の紹介はそこが見えてなくなってしまう。そもそも、日本で LGBTQ を対象に「クリエイティビティは高いか？」なんて調査が実施されたことはないでしょう。実際、MSM（Men who have Sex with Men＝男性間性交渉者）研究の第一人者である宝塚大学の日高庸晴教授らの調査では、もっと生存に関わる切実な実態が明らかにされています<sup>10</sup>。本来すべきは、地域やコミュニティのディテールを把握することにあるはずです。

○ | たしかに、日本における創造都市に関する議論の中で、フロリダの「ボヘミアン＝ゲイ指数」は、表層的な紹介が多いと思います。その論点にしても、シンクタンク的な役割を果たす機関は、取り扱う問題に対して何らかの当事者性を持ち合わせていることが大事だと思います。

H | LGBTQ に限った話ではなく、地域コミュニティがどういう状況にあるか、所得は、言語は、ジェンダーは、年齢構成はどうか、果たして芸術文化のアク

セス状況はどうかといった文化資本に関わるさまざまなことを綿密に調査し、アクセスが困難とされる人々の文化的経験を豊かにするための施策がつけられねばなりません。そして、施策や事業がどのような効果をもたらしているのか、あるいは行動変容を把握するうえでも、長期的な視座に立って社会調査を活用するべきでしょう。

そういった芸術文化の政策立案から振興全般に影響を及ぼすシンクタンク機能を NPO が担うのは現実的ではありません。そこで地域アーツカウンシルに脚光が当たるわけですが、地域アーツカウンシルの調査に係る予算は 0 円か、あっても微々たるものでしょう。組織内部に社会調査部門を設置しているところはありませんし、地域にある大学との連携も必ずしも強くありません。

地域アーツカウンシルは、アート NPO の活動をエンパワーするためにも社会調査を活用して地域の情報を提供する、あるいは、アート NPO がシンクタンクに容易にアクセスでき事業計画に活用できる。こうした効果的な分担が求められてくるでしょう。

先ほどアーツカウンシルは、現場の声を文化政策に接続すると言いましたが、外郭団体や諮問機関に設置されることの多い地域アーツカウンシルは、直接的に政策立案に関わることはできませんし、まして財務に直談判はできません。地域アーツカウンシルの重要な役割は、現場があげた声をエビデンスに当たりながらカタチにし、政策立案者に届け、そこが財務の説得や議会での説明を果たせるよう情報を提供することです。そうしてやっと、現場の声は施策・事業になって戻ってくる。地域アーツカウンシルとアート NPO とは、一方通行でも二項対立の関係でもなく、円環運動を起こしていく関係においてパートナーとなるのではと考えています。

○ | 私が先に申し上げた「地域アーツカウンシルがアート NPO の新しいパートナーとなっていく可能性」は、協働事業をおこなうといったわかりやすいものではあったのですが、樋口さんからの意見を聞いて、むしろ、シンクタンク機能やアドボカシー活動において、双方が声をあげ、相手の声を聞くための対話のパートナーとなることから、関係を構築していくべきではないかと思いました。

H | 市民社会の理念から考えると、事業の主体はアート NPO であるべきだと

というのが僕の考えなんです。協働事業は増えてほしいとは思いますが、一方で地域アーツカウンシルは資金提供者であり、その資金が特定の目的に紐付いているものである以上、現場に及ぼす影響力は大きくなるし、成果も地域アーツカウンシルに集約されてしまう。この点には敏感になっておきたいです。

○ | アドボカシーに力を入れているアート NPO 法人の割合が極めて少ないという現状も、「文化政策が手の届かないところでつくられていて、自分自身が声を届けるものではない」というイメージが強いのかもかもしれません。ただ、アート NPO に関わる文化政策は、国レベルよりも、都道府県や市区町村レベルの方が利害関係の当事者性が強いですし、声を届けることも十分可能だと思います。そこに地域アーツカウンシルというパートナーがいれば、対話の扉はより開かれるだろうと期待しています。なので、先ほどの LGBTQ のパートナーシップ制度と同様に、地方から変えていく動きを、もっと活発にしていければと思っています。

H | 細かいことをいうときがありませんが、受益対象者からお金を得ることができないようなアートプロジェクトの場合、従来通り補助金は事業費の 5 割等で良いのかは実態を調査しないとわからないはずです。アート NPO とは「新しい公共」として公共事業を担っているわけですから、そこに税金が投入されるのは真っ当です。でも基本的に信頼を欠いた制度設計になっている。助成金書類が煩雑で、事務局人件費や管理費、間接経費が対象となっていない理由です。青年期を迎えたアート NPO が「『対等な』対話のパートナー」となるためにも、社会的な信頼を得る努力を怠ってはならない。アート NPO、地域アーツカウンシルともに、程よい緊張関係のなかで対話していけるといいですね。

○ | この 10 年間で、アート NPO は、文化政策や CSR の重要な担い手として活動の場を広げてきたと思います。事業の契約としては発注者と受注者というタテの関係ではあるものの、社会的な目的を達成するための対等なパートナーとして振る舞うべきでしょう。そのためにも、個別のアート NPO だけでなく、アート NPO 全体のネットワークにも、成長、成熟が求められているということが、今回、10 年前の研究との比較からみえてきました。

| 注 |

- 1 United Nations "World population prospects - Key findings & advance tables" (2015)
- 2 同一の選択肢で、2006 年調査は複数回答を求めており、2016 年調査は「3 つまで」を選択の上限としていることに留意が必要。
- 3 CSR—Corporate Social Responsibility の略。企業の社会的責任と訳される。
- 4 カルチュラル・オリンピアード：オリンピック憲章根本原則第1に「スポーツを文化、教育と融合させ、生き方の創造を探究する」とあり、1912 年ストックホルム大会からオリンピック・パラリンピックのなかで文化プログラムが実施されている。
- 5 大阪アーツカウンシル設立に向けた事例調査・フォーラム開催等事業（2012 年度）事業報告書を参照 [http://arts-npo.org/img/oac2013/report\\_oac.pdf](http://arts-npo.org/img/oac2013/report_oac.pdf)
- 6 地域に根ざしたアートと文化～大阪市：地域等における芸術活動促進事業（2015 年度）活動報告書 <http://arts-npo.org/img/artsnpodatabank/ANDB2015.pdf>
- 7 LGBTQ—レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー・クィアまたはクエスチョニングの頭文字をとった語で、セクシュアル・マイノリティや多様な性のありようを表す。  
最近では、LGBTQ 等の頭文字では、該当しない性や多様な性的指向を捉えきれないことから、SOGI (Sexual Orientation and Gender Identity 「性的指向と性自認」) という略語へ置き換えられはじめている。
- 8 Cafe LGBT+ レポート「同性婚は憲法違反?!」を参照（主催：Social Kitchen、協力：NPO 法人アート NPO リンク）<http://hanareproject.net/event/2014/09/cafe-lgbt-vol2.php>
- 9 「中心と周縁」は、文明や社会構造の分析概念として 20 世紀の人文諸学の中でもとりわけ重要な位置を占めるアイデアである。学際的な概念であるが、例えば『社会学小辞典』においては「中心と周辺：一社会または諸社会のシステムにおいて、発展を先導していく支配的な部分を中心といい、発展に従属する、あるいは取り残される部分を周辺という（中略）世界システム、従属理論、不均等発展の関連概念」（有斐閣、2005）と説明され、『地理学辞典』においては「同心円構造：1923 年、E.W. バージェスが、シカゴの調査から提出した同心円地帯仮説（中略）中心市街地（CBD）は、都市社会の栄光ある活動のなかで繁栄に満ちており、その消費に応ずる印刷業・紙器業などの軽工業の工場がその周辺に立地する。一方、その付近の住宅は、都心地区の膨張を期待して改造修理を怠るが、都心部が高層化する結果、それらの住宅は不良住宅化し、その低家賃を求めて移民や貧民が集中し、貧民窟（slum）が形成される」（二宮書店、1996）と説明される。社会学や地理学にとどまらず「中心と周縁」というアイデアは、20 世紀以前の諸学にも広くその議論をみることができるが、この概念を一般に紹介したのは、エドワード・シルズ（社

会学者)とヴィクター・ターナー(文化人類学者)であろう(1960年代)。それ以降「脱構築」「ク  
イア理論」「ポストコロニアリズム」など様々な思想潮流がこのアイデアの影響を受けている。なおシ  
ルズやターナーのアイデアは、山口昌男『文化と両義性』(1975)によって構造主義の議論をふ  
まえつつ、更なる解釈が加えられ、日本に紹介された。

10 Café LGBT+ 公開研究会「MSM(男性間性交渉者)がおかれている現状について」(日程:  
2015年7月31日、場所:大阪市立大学梅田サテライト、講師:日高庸晴、研究助成:大阪  
市立大学先端的都市研究拠点・共同研究公募)公開研究会の報告書が、法律文化社によっ  
て販売されている。『たたかうLGBT&アート』(ISBN978-4-589-03733-6)

---

---

Feature 3

## 吉澤 弥生

共立女子大学文芸学部准教授  
(芸術社会学)

アート／労働／  
ジェンダー

---

---

## アート／労働／ジェンダー

吉澤 弥生

### 1 アート NPO における労働

2006 年に当法人が行なったアート NPO に関する実態調査で、有給職員のいる法人は 39.7%、常勤の有給職員の年間給与 200 万円未満は 23.9%、またその年間給与の平均値 142 万円、中央値 120 万円という衝撃的なデータが示された<sup>1</sup>。そして 10 年後の今回の調査結果を見ると、有給職員のいる法人は 41.4%、常勤有給職員の年間給与 200 万円未満は 32.1%、年間給与の平均値 136.8 万円、中央値 114.8 万円となった。詳細は分析ページに譲るが、この 10 年でアート NPO 従事者の労働環境はより厳しくなったことがうかがえる。

その労働や生活の実態はどのようなものか。筆者は 2010 年より、アート NPO 職員を含む、主に公的なアートプロジェクトや文化施設で働く 20 代～40 代の人々に、労働条件や仕事内容などに関するインタビュー調査を行ってきた<sup>2</sup>。以下、アート NPO の職員と役員への調査結果の一部を紹介する。

A さん（20 代、女性）は数ヶ月インターンとして無給で働き、正規職員となつてからは年収 100 万円程。「やりたい気持ちが走ってしまう方なので、ほとんど休みもなく働いていた」。B さん（30 代、女性）は正規職員として週 5 日勤務、年収 210 万円程・社会保険なし。アート関係者が事業資金について「ボランティアであると考えがち」なことが気になった。C さん（30 代、女性）は、他の仕事をしつつ事業単位で関わるが、NPO の仕事は「やれるところだけ『やる』と言わないと、どんどん膨らんでしまう」し、収入面でも「お小遣い程度」だと話す。D さん（20 代、女性）は拠点事務局を担当、年収は 120 万円程、家族の扶養に入っていた。「理事はいても他に定職を持って」いるから「結局事務局に全部がしわ寄せでやってくる」。E さん（20 代、女性）も拠点事務局を担当。毎日夜中まで働いて年収は 100 万円程。生活

費のため夜中 2 時まで別のアルバイトをしたところ、NPO 業務に支障が出てしまった。F さん（20 代、女性）も拠点事務局に週 5 日勤務、年収は 180 万円程。その後交渉して国民健康保険料金の額が上乗せされたが、役員から「私は報酬はもらっていない」「だからあなたががんばりなさい」と言われた。

役員はどうか。F さんのケースの役員は「生活の心配がない」人だった。「恵まれた人が NPO をつくり、自分は無給でも社会貢献をするということ自体はいいこと」だと F さんは語るが、そうした役員と生活のかかっている職員とのギャップは歴然だ。G さん（30 代、男性）は拠点運営する NPO の代表理事だが「雇われ人ではないので、ずっと無償で働くという状態」で、他の仕事や家族の収入で生活をやりくりしていた。H さん（40 代、女性）は設定期から関わる役員だが、他の収入も合わせて平均年収は 200 万円程。休みはほとんどなかったとふりかえる。

### 2 芸術文化における労働

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会は 1974 年から、俳優、音楽家、舞踊家、演芸家など芸能実演家の実態に関する調査を 5 年ごとに行なっている。2004 年からはスタッフとアニメーターも加えられ、2015 年に最新結果が公表された。一方、舞台芸術専門職の人材育成と雇用環境整備を目指し 2015 年に設立された NPO 法人 Explat が、今年度「舞台芸術に関わるマネジメント専門人材の労働環境実態調査」を実施している。フリーランス、アート NPO、実演団体、民間制作会社で働く人々に回答が広く呼びかけられ、芸団協や当法人の調査ではすくいとれなかった分野／年齢層のデータが明らかになることが期待される。

では、アートプロジェクトや公立文化施設で働く人々の事例を、前出のインタビュー調査から紹介したい。まずはマネージャー I さん（30 代、女性）は、財団に単年度契約で 5 年雇用、年収は税込 240 万円程。現場を回すため昼夜なく働いており、会計は家に帰ってやっていたこともある。J さん（30 代、女性）は短期間契約の財団職員。年収 240 万円程だが、固定給なので「サービス残業」あり。また語学ができるからと契約内容以外の仕事も頼まれた。正

社員であれば産休育休制度を利用して職場に戻って来られるが、「契約社員だったら仕事がなくなるだけ」。Kさん（20代、女性）は、施設を運営する指定管理元の契約社員。年収は170万円程、残業代・交通費・社保あり。ただ会社は「人を育てることは念頭になく、スタッフは使い捨てとしか考えていない」と感じ、後に離職。Lさん（30代、女性）は指定管理元の契約社員で一年毎更新の最長5年。年収は税込300万円程、社保、残業・休日出勤手当あり。条件は契約時に交渉した。『『この人たちはこれでいける』と思われたら、後に続く人も困るだろうし』。以上は現状の一端にすぎないが、低賃金・長時間・有期雇用といった労働の問題と、アートという領域、そしてマネジメントという職種についての理解度の低さという問題とが重なっていることが見てとれる。

### 3 「女性的な」労働 アートにおけるジェンダー

近年、アーティストやデザイナーなど創造性を持つ人材を「創造資本」とみなし、経済活性化のための投資材料とする考え方が世界的に広がっている。またITや文化産業、研究などの認知労働者、マネジメント、サービスやケア従事者も、自身の知性や感性、感情などの能力を「資本」として24時間態勢で切り売りすることが求められている。ポストフォードイズム体制の下ではこうした非物質的労働が増大するが、そこで労働者は「やりがい」を盾に自らの創造性や知性、感性、感情を買い叩かれる。

こうした労働の担い手の多くは非正規雇用だ。また、労働者としての権利が保障される雇用労働ではなく対等な契約関係という形であっても権力関係が発生したり、下請け孫請けの出来高払いでも対等とは言えないケースがあったりする。このように非正規雇用、および雇用と自営業の中間で働く人々が増加しているという現実、現行の雇用・社会保障は対応できていない。言い換えれば、守られているのは正規雇用男性にすぎず、非正規雇用もしくは雇用すらされない女性や若年者、外国人、研修生、インターンは、制度から排除されたままである（ボランティアも場合によっては）。

また正規雇用の7割は男性だが、逆に非正規雇用の7割が女性である<sup>3</sup>。

さらに非正規雇用の7割は年収200万円以下で<sup>4</sup>、雇用形態によらず女性の場合は製造、宿泊、飲食サービス、医療、福祉の分野の平均年収が200万円台である<sup>5</sup>。先日世界経済フォーラムが発表した男女平等ランキングにおいて日本は調査対象144カ国中111位という結果だったが、その主な理由はこうした経済的格差だ。

ここまで断片的ではあるが複数の調査結果から見てきたのは、アートの分野は形式と内容において「女性的な」労働によって成り立っているということである。たとえば、非正規雇用などの不安定労働が多いこと。マネジメントや制作の仕事は、周囲への気配りやコミュニケーションなど女性に期待されることの多い感情労働が多くを占めること。出産育児でキャリアを中断、縮小するのは女性が多いこと。経験的に言って、現場スタッフには女性が多く、立場が上になるほど男性が多いこと。そして大学の芸術系学部は女子学生が7割を占めること<sup>6</sup>。

「女性的な」労働に対する不当な搾取構造のもとに現代の「アート」が成り立っているなら、表現の自由や多様性などという言葉は虚しく響くだけである。実際にセクハラ、パワハラの被害に遭った女性や不安定就労者の切実な声を筆者は聞いてきた。アートに関わる我々は、この社会において数の上で最大のマイノリティである女性差別という問題をいまこそ直視すべきではないか。

〔注〕

1 『アートNPO データバンク 2006』NPO法人アートNPOリンク、2007年

2 対象者A、B、C、H、Iは吉澤弥生『若い芸術家たちの労働』平成21～22年度科学研究費補金報告書（2011）、D、E、F、Gは『続・若い芸術家たちの労働』平成23年度大阪大学GCOE報告書（2012）、J、K、Lは『続々・若い芸術家たちの労働』平成24～26年度科学研究費補助金報告書（2014）に掲載

3 総務省統計局「最近の正規・非正規雇用の特徴」、2015年

4 日本労働組合総連合会調査より、毎日新聞2016年1月20日

5 厚生労働省「賃金構造基本統計調査の概況」、2016年

6 文部科学省「学校基本調査」、2016年

## 執筆者

吉本 光宏 よしもと みつひろ

ニッセイ基礎研究所研究理事 / NPO 法人アート NPO リンク理事 (2006 年 1 月～ 2016 年 5 月)

1958 年徳島県生。早稲田大学大学院修了 (都市計画) 後、社会工学研究所などを経て 1989 年からニッセイ基礎研究所。東京オペラシティやいわきアリオス、東京国際フォーラム等の文化施設開発やアート計画などのコンサルタントとして活躍する他、文化政策、創造都市、オリンピック文化プログラムなどの調査研究に取り組む。文化審議会文化政策部会委員、文科省オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議委員、東京芸術文化評議会評議員 / 文化プログラム検討部会会長、創造都市横浜推進委員会委員長、(公社) 企業メセナ協議会理事、文化経済学会理事などを歴任。東京藝術大学非常勤講師。著作に「文化からの復興—市民と震災といわきアリオスと」「再考、文化政策 (ニッセイ基礎研究所報)」等。

柴田 尚 しばた ひさし

NPO 法人 S-AIR 代表 / 北海道教育大学教授

平成 11 年、札幌アーティスト・イン・レジデンス実行委員会を立ち上げ、平成 17 年 7 月、特定非営利活動法人 S-AIR として法人化。初代代表となる。平成 27 年度までの 17 年間に 35 カ国 88 名の滞在製作に関わる。同団体は平成 20 年度の国際交流基金地球市民賞を受賞。個人として平成 28 年度北海道文化奨励賞を受賞。

その他、「SNOWSCAPE MOERE」(札幌市) などのさまざまなアートプロジェクトや OYOYO まち×アートセンターさっぽろなど、札幌市内だけで 8 つのアートスペースの立ち上げに関わる。平成 26 年度より、北海道教育大学、芸術・スポーツ文化学科教授となる。NPO 法人アート NPO リンク理事、Res Artis 総会 2012 実行委員会委員、共著に「指定管理者制度で何が変わるのか」(水曜社)、「廃校を活用した芸術文化施設による地域文化振興の基本調査」(共同文化社) 等がある。

渡邊 太 わたなべ ふとし

大阪国際大学人間科学部専任講師 / NPO 法人地域文化に関する情報とプロジェクト [recip] 会員 / NPO 法人日本スローワーク協会理事 / Webzine『脱落』編集委員

大阪大学大学院修了、博士 (人間科学)。専門社会調査士。社会運動論・宗教社会学。ただ生きていくことが並々ならぬ労力を要する事態に陥った末期資本主義において脱落しながら生きていく可能性を探る。そのなかで芸術と宗教の力に注目。著書として『愛とユーモアの社会運動論—末期資本主義を生きるために—』(北大路書房、2012 年)、『聖地再訪 生駒の神々—変わりゆく大都市近郊の民俗宗教—』(共著、創元社、2012 年)、『現代社会を学ぶ—社会の再想像=再創造のために—』(共著、ミネルヴァ書房、2014 年)、『既成概念をふち壊せ!』(共著、晃洋書房、2016 年) など。論文として「就活からの脱落—異なる教育実践のために—」(『現代思想』41(5): 210-223、2014 年)、「非正規の自立—大学労働の経験から考える—」(『フリーターズ・フリー』3: 74-94、2015 年)、「共同の空間とコミュニケーション—「ひきこもり」「ニート」の周辺から—」(『寄せ場』27: 13-41、2015 年) など。

櫻田 和也 さくらだ かずや

大阪市立大学

貧困・失業をはじめとする都市問題の調査方法論、および戦後イタリアの社会思想であるオペライズモ研究。主な翻訳書としてフランコ・ベラルディ (ビフォ)『プレカリアートの詩』河出書房新社 (2012)。共著書に、Marxism and Urban Culture (Lexington Books 2014)、Shipbuilding and Ship Repair Workers around the World: Case Studies 1950-2010 (Amsterdam University Press 2017) など。公認情報システム監査人 (CISA)

大澤 寅雄 おおさわ とらお

ニッセイ基礎研究所芸術文化プロジェクト室准主任研究員 / NPO 法人アート NPO リンク理事 / NPO 法人 ST スポット横浜監事 / 九州大学ソーシャルアートラボ・アドバイザー

1970 年生まれ。慶應義塾大学卒業後、劇場コンサルタントとして公共ホール・劇場の管理運営計画や開館準備業務に携わる。2003 年文化庁新進芸術家海外留学制度により、アメリカ・シアトル近郊で劇場運営の研修をおこなう。帰国後、NPO 法人 ST スポット横浜の理事および事務局長、東京大学文化資源学公開講座「市民社会再生」運営委員を経て現職。共著＝『これからのアートマネジメント " ソーシャル・シェア " への道』(フィルムアート社、2011)、『文化からの復興 市民と震災といわきアリオスと』(水曜社、2012)

**樋口 貞幸** ひぐち さだゆき

インディペンデント・アート・アドミニストレーター / 公益財団法人沖縄県文化振興会（沖縄アーツカウンシル）プログラムオフィサー

---

1998 年、ART'S STAFF NETWORK を設立。以降、さまざまなアートプロジェクトのマネジメントに従事する。2003 年、第 1 回全国アート NPO フォーラム in 神戸の運営に携わり、2016 年まで NPO 法人アート NPO リンク常務理事兼事務局長を担当。現在、公益財団法人沖縄県文化振興会（沖縄アーツカウンシル）プログラムオフィサーの他、NAMURA ART MEETING'04-'34 事務局、東山アーティスト・プレイズメント・サービス実行委員、NPO 法人舞台芸術制作者オープンネットワーク監事、AIR Network Japan 監事、NPO 法人淡路島アートセンター監事、一般社団法人ダンスアンドエンヴァイロメント監事、大阪市立大学都市研究プラザ特別研究員など。社会運動としてのアートに関心を持つ。

**吉澤 弥生** よしざわ やよい

共立女子大学文芸学部准教授 / NPO 法人地域文化に関する情報とプロジェクト [recip] 理事  
/ NPO 法人アート NPO リンク理事

---

大阪大学大学院修了、博士（人間科学）。専門は芸術社会学。労働、政策、運動、地域の視座から現代芸術を研究。近著に「芸術生産の現場から考える ―労働・キャリア・マネジメント」（藤井光との対談）『社会の芸術／芸術という社会 ―社会とアートの関係、その再創造に向けて』（フィルムアート社、2016）、単著『芸術は社会を変えるか？―文化生産の社会学からの接近』（青弓社、2011）、調査報告書『続々・若い芸術家たちの労働』（2014）など。また recip では東京文化発信プロジェクト室との協働で『「船は種」に関する活動記録と検証報告』（2013）など、アート NPO リンクでは『アート NPO データバンク 2014-15 ―アート NPO によるアーティスト・イン・レジデンス事業の実態調査』（2015、文化庁）、『「地域に根ざしたアートと文化～大阪市：地域等における芸術活動促進事業」活動報告書』（2016、大阪市）などを共同制作。

# ARTS NPO DATABANK 2016-17

アートNPOの基盤整備のためのリサーチ

2017年3月発行

制作統括 樋口貞幸

編集委員 大澤寅雄

調査委員 櫻田和也 | 吉澤弥生 | 渡邊太

寄稿 柴田尚 | 吉本光宏

調査協力 内山幸子 | 前田瑠佳 | 山本佳奈子 | 淡路島女子部

協力 久保田翠 | 佐東範一 | 仲川あい | 山田創平 | 若林朋子 |  
有限会社インテラスディック社

制作・発行 特定非営利活動法人アートNPOリンク

TEL 090-9118-5171 | E-mail [info@arts-npo.org](mailto:info@arts-npo.org)

文化庁委託事業「平成28年度次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」

主催 文化庁 | 特定非営利活動法人アートNPOリンク

